

佐藤德兵衛・川崎彌六・山口甚右衛門・高井藤一郎、同郡今須村日比野七右衛門・三輪全三・河地兵内三輪忠造・杉山伊八・木田憲策

區戶長賞賜

輦路沿道區戶長中特別盡力せし者へ賞賜、第二大區四小區副區長笠松村杉山市右衛門、第四大區十一小區副區長今須村三輪治郎右衛門(以上金壹圓) 第一大區十二小區副區長上川手村森市郎(拾錢) 上加納村篠田祐八郎(金壹圓) 加納町戶長宮部玉三郎(拾錢) 野上村戶長早野芳三郎、藤下村戶長高木林兵衛・同村副戶長岩田吉彌(以上金貳圓) 第六大區二十小區副區長古橋村辻亮二(拾錢) 呂久村戶長馬淵玄之助・同村副戶長馬淵數右衛門・同村平民馬淵太八(以上金貳圓) 同村平民馬淵孫次郎、河渡村戶長村木忠一(拾錢) 同村戶長白木門一、第五大區十五小區副區長大島村戶長小倉喜兵衛(金貳拾) 一日市場村戶長國江幸八(拾錢) 山中村戶長佐竹兵助、同村副戶長藤野甚左衛門、玉村戶長岩田新藏、松尾村戶長水野豐七、樂田村戶長箕浦莊吉、同村副戶長小林源十郎、林村副戶長尾崎政之助、同村副戶長立川喜右二、河渡村平民村木勘吾・同水谷文四・同後藤市郎・同村木豐七・同後藤秀一・同村木清一郎・同市川久造・同市川與一・同八代久六・同白木喜平・同後藤直衛・同白木友造・同後藤藤七・同馬淵傳吉
又本願寺岐阜別院役員に、金壹圓づゝ、眞宗本願寺派願誓寺住職副總組長船橋了要、同本巢郡眞桑村乘泉寺本田淨嚴、金七拾五錢厚見郡六條村慶善寺鹽谷源叙、金五拾錢づゝ、池田郡八幡村寶光寺野波圓空、厚見郡岐阜町蓮生寺佐々木了音、厚見郡岐阜町即得寺加島涼潮、山縣郡高富村圓照寺土井

岐阜別院役僧賞與

普應、厚見郡藏前村願照寺巖后大了、大野郡房島村善明寺三島秀善、大野郡中之元村慶正寺小森誓雄、羽栗郡松倉村長光寺川島靜生、厚見郡今泉村上宮寺小笠原海音、加茂郡加治田村光宗寺辻得善金貳拾五錢づゝ、加茂郡蜂屋村淨明寺蜂谷乘願、山縣郡石原村光明寺佐々木勇誓、大野郡五之里村妙圓寺青木深正、大野郡大洞村善長寺三島善行、席田郡上之保村圓命寺大熊堅信、方縣郡岩利村正蓮寺鷲岡天麗、厚見郡鳥屋村西福寺加納元空、厚見郡清村善超寺續繩玄隨に賞與す。

奇特者賞賜

曩に太政官へ進達せし孝子節婦義僕等奇特者へは明年一月四日御用始の節、縣令より賞狀並に賞金(五拾錢乃至參圓宛)を授與せらるゝこゝ各差あり。即ち孝子惠那郡那明知村山田總助後妻さく(金參圓) 加茂郡上川邊村酒向利助同人妻りよう(金參圓、壹圓五拾錢) 山縣郡大桑村大野兵三郎(金貳圓) 同村玉井丈助(金貳圓) 郡上郡大間見村寺本柳四郎同由之助(金貳圓、貳圓) 各務郡前洞村津田甚九郎(金貳圓) 中島郡中村堀田忠左衛門(上) 惠那郡久保原村杉浦彦兵衛(金貳圓) 加茂郡細目村山口信吉(五拾錢) 同郡赤河村鈴村多七(上) 飛驒國大野郡大名田村塚越源藏(上) 同郡高山町畑中ひさ(上) 同町三枝つき(上) 同郡丹生川村長畑清吉(上) 吉城郡坂上村面手善吉(拾錢) 益田郡馬瀬村二村總七(上) 羽栗郡南及村尾關等郎(上) 篤行者大野郡極樂寺村伊丹要藏(金壹圓)

節婦羽栗郡笠松村森田宗兵衛妻うら(金貳圓) 安八郡久瀬川村高井文七妻たき(上) 厚見郡今泉村西川藤助妻こま(圓) 大野郡高山町上倉平四郎後家たけ(上) 郡上郡白鳥村野々村彌右衛門後妻こう(五拾錢)

義僕方縣郡安食村加藤小三郎附籍加藤又藏(金壹圓) 大野郡丹生川村平澤文兵衛同勇助(各金貳圓) 大野郡清見村中塚太郎右衛門姉(各金壹圓)なり。

第二篇 岐阜縣御通輦

第一章 御巡幸布告

明治十三年御巡幸

前に明治天皇本縣に臨幸あらせ給ふや、縣民治く恩澤に霑ひ、殊に西濃諸郡は親しく車駕を奉迎するの光榮に浴し、感激特に深かりしこと、前篇已に謹記せるところの如し。こゝに又明治十三年夏再び車駕を東濃の地に迎へ奉り、三郡の民亦未曾有の盛儀を拜觀して深甚なる聖澤に浴するを得ることゝなれり。

御巡幸布告

是年三月三十日 天皇山梨縣三重縣及び京都府へ御巡幸の儀、太政官より左の如く布告せらる。當夏山梨縣三重縣京都府へ

御巡幸被仰出候此旨布告候事

但御發程日限及御道筋ノ儀ハ追テ御沙汰可有之事

明治十三年三月三十日

太政大臣 三條 實美

次いで四月十五日御巡幸御用掛を太政官中に置き、同十九日同掛より、沿道地方官心得書を達せらる。同二十四日當縣に於ては、管内御通輦のみの儀につきその内三項を除かる。略前年のものに

沿道地方官心得書

第一章 御巡幸布告

同じけれど左に抄記すべし。

御巡幸ニ付沿道地方官心得書

- 一、御巡幸ノ儀ハ親シク地方民情ヲ可被知食御趣意ニ付、百般ノ事務形容虚飾ニ亘リ、一體ノ聖旨不乖戾様厚致注意人民ノ困苦迷惑ニ不相成様取計儀肝要ニ候
- 一、道路橋梁等不得止分或ハ之ヲ新造シ或ハ修補ヲ加フル等ノコトアルモ、素ヨリ官費ニ可屬事ニ付御先發内務・宮内兩省官員實地點檢協議ノ上着手致シ、決シテ人民ノ難儀不相成様可致候

但シ道路修繕等ノ爲ニ十里二十里ノ外ヨリ人夫ヲ要シ候等ノ儀モ有之哉ニ相聞候得共右等ノ邊尤モ注意可致事 (次二項省略)

- 一、行在所ノ儀ハ内務・宮内兩省官員出張可致協議候得共、只々御差支不相成儀ヲ大旨ト致シ可申、其土地ニ依リ候テハ何様被爲忍候儀モ可被爲在ニ付、是亦注意可致事
但大臣以下供奉官員旅宿ノ儀ハ、殊更修補ヲ加フルニ不及候事
- 一、供奉官員泊宿ノ節夜具其外需用ノ物品ハ、可成丈有合品相用可申事
- 一、御馬車舍御馬并ニ供奉官員ノ馬繫場所ハ御休泊共ニ、御先發内務・宮内官員協議ノ上着手可致事

- 一、御休泊場所及供奉官員宿割其他一切ノ手續等、巨細ノ儀ハ御先發内務・宮内兩省官員へ協議可取計事

- 一、御休泊ノ外午前午後一二回ツ、御小憩ノ御場所ハ、實地ニ就テ御先發内務・宮内兩省官員ト協議シテ用意可致尤里程ノ都合ニヨリ御野立ニテモ不苦事
但御小憩ノ距離ハ二里以内一里迄ヲ一箇所トス、尤モ山阪險路ハ此限ニ非ス

- 一、御休泊行在所ニ可充家屋見立粗繪圖面調製、方位竝ニ疊數記入、御先發宮内省官員へ可差出事、但シ別段修繕ヲ加フルニ不及且社寺等見立不苦事

- 一、御泊驛ニ於テ行在所ヨリ凡十町内外隔リ候場所へ、非常御立退所見立置クヘキ事

- 一、御膳部一式 御椅子テーブルハ都テ御持越ノ筈ニ付別段用意ニ及ハス、尤モ御浴室御廁ノ儀ハ御先發宮内官員へ商議便宜可取計事

- 一、御休泊所へ供奉ノ官員詰所取設ク椅子テーブル用意可致置、尤品數等ノ儀ハ御先發官員へ協議可致事

- 一、先年各地御巡幸ノ節學校生徒等送迎ノ爲メ衣服ヲ揃へ或ハ帽履ヲ新調シ、其父兄ノ迷惑ニ歸シ候趣相聞候儀モ有之、假令奉送迎ニ遣ストモ平常所持ノ衣服ヲ用ヒ候様可致、右等ハ其教官郡區戸長等へ兼テ厚ク可諭達心得違無之様能々注意可致事

- 一、沿道ノ川々渡船橋梁ノ分ハ格別修繕ヲ加フルニ不及、御通行差支不相成分ニ限リ實地見計、御先發内務官員ヘ協議ノ上差支無之様可取計事
- 一、諸獻上物一切不相成事
- 一、御通輦宿驛或ハ御休泊ノ地ニ於テ、國旗提灯等ヲ掲ケ人民各自ノ祝意ヲ表シ候儀ハ禁止ニ不及事
- 一、供奉官員ハ勿論人夫等ニ至ルマテ、我意ヲ唱ヘ旅宿其外ノ者ニ迷惑致サセ候儀ハ無之筈ニ候得共、若右様之者有之候ハ、無忌憚可申出旨、兼テ郡區戸長等ヘ告示置可申事
- 一、御行列拜見勝手タルヘク且往來ハ差止ルニ及ハス、庶民營業平日ノ通可相心得事
但拜見ノ節尊敬ヲ表セシムルハ勿論ナレ共、立禮蹲居其他ノ習俗ニ從フヘキ事
- 一、佛像墳墓或ハ不淨所等掩蔽ニ不及事
- 一、前條大體ノ御趣意ヲ奉體シ總テ虛飾ニ流レヌ無益ノ失費無之様可致ハ勿論、其カ爲別段人民ニ賦課候様ノ儀有之候テハ以ノ外ノ儀ニ付、厚ク注意郡區戸長等ヘ精々告諭可致事
- 一、管内 御通行ノ節ハ地方長次官ノ内騎馬ニテ供奉可致事
- 一、同上ノ節ハ警部二人騎馬ニテ御先導可致事
- 一、縣廳所在ノ地御泊ノ節ハ左ニ記列シタルモノ爲伺 天機行在所ヘ參上可致事（左記前同ニ同シ者略ス）

略ス

- 一、御休泊所ヘ地方判任官相詰可申事
- 一、御巡幸先行在所御門出入ノ節、地方官員其他總テ該縣廳鑑札ヲ以テ通行可致事
- 一、御休泊御小休トモ其宿驛ニ於テ、別紙圖面ノ建札兼テ拵置キ、行在所前ニ可相立事
- 一、沿道古戰場名所舊跡竝坂路登リ下リ緩急及町間ヲ木札ニ書シ、建置可申事（次六項省略）
- 一、御通輦沿道ニ於テ御歴覽相願箇所有之筋ハ前以テ取調置可申事
- 一、沿道各縣ニ於テ御巡幸ニ付テハ、諸入費ハ悉皆各縣豫備金ヲ以テ換仕拂置、追テ精算ノ上、御巡幸御用掛ヘ可申出事
- 一、行在所建札ハ其家主ヘ被下候事
- 一、行在所家作向修繕及御浴室御厠等、後日處分ノ儀ハ供奉御巡幸御用掛ヘ可伺出事
- 一、御馬車舍及供奉官員馬繫其他物置等新規建設ノ分及買上諸器物ノ類ハ、通御濟ノ上悉皆入札拂代金取調御巡幸御用掛ヘ可申事
- 一、御用物ヲ始メ供奉官員荷物共宿驛繼人夫ヲ用ヒス、總テ通人足ヲ使用候事
- 一、宮内省驛遞局官員ノ内ヨリ 御巡幸荷物連搬係ヲ定メ、人夫ノ使役取締向及宿割ニ係ル事件等ヲ取扱候事

一、供奉官員ノ内足痛等ニテ人力車或ハ馬駕等臨時要求スル時ハ、御巡幸荷物運搬係ヨリ其他通運會社等へ通達シ雇方取計候モ可有之事

一、前條之通足痛者等多クシテ多數ノ人馬人力車ヲ要シ候節ハ、凡其ノ數ヲ見積リ右用意ヲ前以
其地方官へ可相達候事

一、右用意ノ人馬人力車ハ徵集地ノ遠近ニ應シ、左ノ額ヲ手當トシ繼立賃ノ外別段可下附事

一、一里以内ヨリ徵集ノ人馬人力車ハ 地元ニ於テ徵集同様ト見做シ手當支給無之事

一、一里以上二里迄ノ間ヨリ右同斷 人足一人金五錢
馬一疋金七錢五厘

一、二里以上三里迄ノ間ヨリ右同斷 人足一人金七錢
馬一疋金拾錢五厘

一、三里以上ハ一里ニ付 人足一人金貳錢ツ、
馬一疋金參錢五厘ツ、

一、一里以上ヨリノ徵集ニシテ前夜ヨリ泊リ込マセシ者ハ旅籠料トシテ 人足一人金拾錢
馬一疋金拾五錢

一、右人馬ハ御休泊驛間ヲ繼通シ、且賃錢ハ該地通運會社ノ定額ヲ其ノ求人ヨリ直ニ爲仕拂可申事

一、右人馬及人力車ノ内使用者ナクシテ不用流トナル分手當支給方ハ、使用シテ渡スヘキ金額ノ半高ヲ目途トシ支給スヘキコト、但里程ノ遠近ニ依リ支給ノ差等ヲ區別スル等ハ、御巡幸荷物運搬掛ト協議スヘシ

一、前條人馬差繰リ方ニ屬スル雇吏給料及右ニ關スル諸費總テ官員支給候ニ付、手数料等ノ名目ヲ以繼立賃錢ヲ始メ遠方ヨリ徵集手當ノ内ヲ聊タリトモ勿錢等不相成旨屹度可相達候事

一、地方官ニ於テハ右人馬及人力車用意ノ達ヲ受レハ、可成丈地元或ハ其附近ヨリ徵集シ通運會社等ハ合併或ハ戸長役場等ニ於テ其繼立所ヲ設クルモ適宜ニ相任セ候得共、其場所ヲ必御巡幸荷物運搬掛へ通知可爲致事

一、御通輦宿々外御渡船場等へハ縣官出張シ、人足及宿駕又ハ人力車繼立等差支無之様御巡幸荷物運搬係へ協議可取計事

一、供奉官員ノ旅宿ハ別段家屋ノ繪圖製調ニ及ハス、別紙旅宿番號ニ據リ大凡ノ見込ヲ立テ該家ノ戸前へ假リニ休泊スヘキ官員ノ名札ヲ張リ付置キ、御先發官員到着ノ上速ニ其實際點檢ノ都合相成候様處分致シ置クヘキ事

一、旅宿位置ハ第一號第二號第三號第四號第十號第十二號第十三號第十四號第十六號第十七號第十八號第二十一號ハ行在所へ近キヲ主トシ、官等ノ高下人員ノ多寡及家屋ノ廣狹構造ノ善惡ニ應シ實際ノ取捨ヲ專要トシテ都合宜敷様注意可致事
一、宿札ハ西ノ内紙ヲ用ヒ別段木札ヲ製調スルニ不及候事

但勅任官ハ堅切リ半枚、奏任官ハ横切四枚、判任官ハ横切リ六枚トス、尤モ一軒へ合宿等

ノ分ハ紙面右割合ヲ酌量シ、勅奏判ヲ區別シテ一紙へ連署可致事

一、御馬車舍ハ可成丈

行在所最寄リへ、其他御馬并供奉官員既假建等適宜ノ地ヲ見量ヒ置キ可申事

一、一旦旅宿取極メ戶主ヨリ請書差出候上該家ニ不得止事件相生候節ハ、該地郡區戶長ニ於テ速ニ他へ變換取計ヒ地方廳へ通知シ、地方廳ニ於テハ其次第柄ヲ御巡幸荷物運搬掛へ通知可致事

一、前條ノ如キ不得止ノ外、宿主ノ都合ヲ以テ私ニ他へ示談變換等致間敷旨屹度申付置ヘキ事

一、通シ人足ノ儀ハ追テ現員治定之上可相達ト雖モ、大凡八百人ヲ目的トシ適宜宿割ノ都合可取計事

一、御休泊ノ驛内人家寡少等ニテ旅宿適當ノ割當不相成節ハ、例外合併或ハ御當日非番ニ當リ候向ハ、先驛ニ繰出シ又ハ近在へ割當候儀モ可有之事

一、御休泊驛ニ於テハ該驛入口竝 行在所前へ左右ニ分テ、家竝順序ヲ追ヒ止宿官員ノ宿主ノ町名姓名ヲ記シタル木札或ハ紙札ヲ掲ケサセ、右ヲ目的トシ止宿家ノ見認易キ様可致事

一、宿割確定候ハ、兼テ右宿割帳貳通ヲ製シ置、行在所詰御巡幸御用掛へ直ニ可爲差出候事

一、供奉ノ者ニ限リ晝泊旅籠料ハ別紙ノ旅籠料授受概則ノ通り其價ヲ定メ、證券ヲ以テ相渡シ現

金ハ其地方廳ヨリ相拂ハセ候筈ニ付、此旨御晝泊各宿主共へ無洩相達置クヘキ事

一、旅籠料證券引換ノ金額ハ概計ヲ以テ御巡幸會計掛ヨリ豫メ其地方廳へ相渡置可申、同應ニ於テハ精々注意シ可成丈便宜ノ方法ヲ以テ宿主ヨリ申出次第速ニ仕拂方取計追テ該掛へ精算ヲ可遂事、但本文ノ儀ハ可成三日間ニ仕拂遣シ可申事

一、渡船場ハ豫メ使用ノ船ヲ定メ、相當ノ賃錢取極御當日限り雇上ケ候等適宜ノ處分ヲ爲シ其賃錢ハ繰替置クヘシ、尤該所ノ官員及巡查ヲ出張セシメ、乗込人員竝ニ荷物ノ揚卸等混雜ヲ防止セシムヘキ事

一、橋錢ノ儀モ豫メ人員荷物ノ多寡ニ應シ或ハ之ニ不拘、概算ヲ以テ當日限り何程ト定メ賃錢繰替仕拂置ク可キ事

一、御巡幸會計掛用金ノ儀ハ沿道便宜ノ縣廳へ該掛ヨリ豫メ預ケ置、所要ノ都度請取使用スルコトアルヘシ、尤右手續大藏省出納局預ケ金ニ準シ可取扱事

一、勘定仕上ケ科目類纂等ハ總テ通常規則ニ準シ區分スヘキコト

宿割番號表

第一號	大臣	護衛警官	第三號	參議	同上	第五號	內務書記官以下
第二號	參議	同上	第四號	內閣書記官 太政官書記官	以下	第六號	驛遞官員

第一章 御巡幸布告

旅籠料授受概則

- 第七號 警視以下 第十三號 宮内少輔 第十九號 調度課
 第八號 大藏書記官以下 第十四號 宮内書記官以下 第二十號 内匠課
 第九號 陸軍中將 第十五號 式部助以下 第二十一號 内匠課
 第十號 陸軍佐尉官 第十六號 侍 從 第二十二號 宮内屬一人
 第十一號 騎兵 第十七號 侍醫以下 第二十三號 御厩課
 第十二號 宮内卿 第十八號 内膳課 第二十四號 馬丁
- 旅籠料授受概則
- 第一條 晝並泊ノ旅籠料ハ之カ證券ヲ製シ晝泊ノ貳類トシテ其内各定價ヲ四等ニ區分スルコト左ノ如シ

(等)	(官)	(晝)	(泊)
一等	勅任	貳拾錢	四拾錢
二等	奏任	拾五錢	參拾五錢
三等	判任 下士官	拾貳錢	參拾錢
四等	兵等 從者	八錢	貳拾錢
乘馬		實費	實費

裏	表
第何號	何泊
官姓名或ハ某從者	賄券印

證券雛形

第二條 御用物運搬等ニ要スル役夫ノ如キ、旅籠料ハ此定額ニ拘ラス各宿主ニ於テ相對示談ノ上、本人ヨリ直ニ現金ニテ可受取事

第三條 旅籠證書ハ御當日供奉ノ者ニ限リ拂出スモノナレハ、御先發御後發ハ勿論御當日タリ共御晝泊所外ノ地ニ於テ宿泊スルモノ、如キハ、此定價ニ拘ラス相當ノ金額ヲ其者ヨリ直ニ現金ニテ可受取事

第四條 宿主ニ於テハ供奉ノ面々到着スレハ其者ヨリ直ニ證券ヲ受取其他ノ郡區戸長或ハ宿主總代等ニ悉皆取纏メ(毎軒別ニ證券ヲ括リ置クヘシ) 早々出張縣官ヘ差出シ現金ト引換可申事

第五條 馬飼料ハ豫メ價格ヲ定メ證券ヲ下附スヘシ故ニ實費計算書相添前條ノ順序ニ準シ現金ト引換可申事

第六條 證券所持セサルモノアレハ該當人ヨリ直ニ現金ニテ、定價ノ通り旅籠料ヲ可受取事

第七條 混雜ノ際ニテ萬一證券或ハ現金ノ受渡ヲ失念シテ出發セシモノアレハ其主人ノ名前及從者人員等御巡幸會計掛旅宿ヘ申出候ハ、取調ノ上現金下附可致事

但會計掛出發後ニ候ハ、該地出張縣官ヘ願出ヘシ

第八條 御先發ノモノニ於テ宿割濟該下宿ハ既ニ諸般ノ用意相整當日ニ至リ俄ニ旅泊或ハ晝賄等ヲ要セサル事アルモ各宿主ノ迷惑ニ不相成様定價ノ證券下付可致筈ニ付證券下付スルモノハ之ヲ受

取下付ナキモノハ不用ニ屬セシ人員取調速ニ御巡幸會計掛旅宿へ可申出事 但前同斷

第九條 一旦下宿へ到着ノモノハ御用ノ都合ニ依リ該下宿泊或ハ賄ヲ要セサル事アルモ總テ最前受取タル證券或ハ現金トモ一切返附ニ不及事

第十條 他ニ下宿ヲナス者行在所等ニ相詰御都合ニテ下宿シ難キ時ハ該所へ賄向取寄ルコト可有之事

第十一條 第六條ノ通り現金ニテ旅籠料受取タル者ハ其旨縣官へ可申出事

第十二條 旅籠料ハ前條ノ如ク定價ヲ以テ仕拂ヲ爲スニヨリ諸事右額内ニテ處辨シ價外鄭重ノ馳走ケ間敷儀無之様可致尤土地柄ニヨリ物價格外騰貴定價ニテ不都合ノ向キハ尙詮議ノ上此定價ヲ増加スル事可有之ニ付其旨可申出事 但定價旅籠料ノ外臨時食品取寄候節ハ代價其本人ヨリ直ニ現金ニテ可請取事 (建札圖二種略寸法は明治十一年の分に同じ)

同二十四日御巡幸御用掛より御巡幸御休泊割の儀左の如く本縣令宛達あり。

山梨縣三重縣京都府

御巡幸御休泊割

第一日	府	中	八王子	晝	泊
第二日	吉	野	上野原	晝	泊

第三日	富	濱	笹子	第十八日	四	日市	神	戸
第四日	勝	沼	甲府	第十九日	津		津	
第五日			同所御駐轡	第二十日			同所御駐轡	
第六日			同上	第二十一日			同上	
第七日	菲	崎	菅原	第二十二日	松	坂	山	田
第八日	金	澤	上諏訪	第二十三日			同所御駐轡	
第九日	鹽	尻	松本	第二十四日	松	坂	一	身田
第十日	松	本	本山	第二十五日	關		土	山
第十一日	奈良	井	福島	第二十六日	水	口	草	津
第十二日	須	原	三留野	第二十七日	大	津	京	都
第十三日	中	津	大井	第二十八日			同所御駐轡	
第十四日	登	戸	多治見	第二十九日			同	上
第十五日	阪	下	名古屋	第三十日			同	上
第十六日			同所御駐轡	第三十一日			同	上
第十七日	福	田	桑名	第三十二日			同	上

岐阜縣御通聲

一七四

第卅三日 京

都 神 戶

第卅五日 御 乘 艦

第卅四日

同所御駐輦

土木費豫算提出方訓令

同月二十八日内務卿松方正義より、土木工事等は豫算を定め認可を受くべきやう、本縣へ達せらるゝこと左の如し。

今般山梨三重京都府へ

御巡幸ニ付御休泊行在所其外道路橋梁新設修繕等一切ノ費用ハ總テ官費支給ノ筈ニ付右修築等着手前ノモノハ廉書ヲ以テ御先發官員ノ檢印ヲ請ケ置精算仕上勘定帳へ右檢印ノ書類相添大藏省へ可差出此旨相達候事

御先發官出發期

但先發前修築着手ノ分モ本文ノ手續ニ準シ其事由ヲ開陳シ檢印ヲ受ケ候儀ト可心得事

同日御巡幸御用掛より宮内大書記官山岡鐵太郎・内務少書記官西村捨三 御巡幸御先發として來る五月十日出發の旨本縣令へ通達あり。

輦道三郡長へ達示

是日小崎縣令は御通輦沿道土岐・可兒・惠那三郡長へ車駕奉迎の爲縣官を派して諸事協議することあるべきこと、竝に沿道地方官心得書及び御休泊割別紙を達せり。

土岐 可兒 惠那 郡長

御發輦御治定

今般山梨縣始御巡幸被

仰出候ニ付而ハ其部下御通輦ノ儀ニ付別紙縣官派出可協議儀モ有之候條不都合無之様取計可申此旨豫而相達候事

同二十九日 聖上六月十六日東京御發輦の儀布告せらる。

山梨縣三重縣並京都府

御巡幸來ル六月十六日東京

御發輦被仰出候條此旨布告候事

明治十三年四月二十九日

太政大臣 三 條 實 美

御巡路御警衛方

同日内務省より木縣へ管内御巡路御警衛の儀に付「都テ警部巡查ニ於テ可相勤右人員配置及心得方ハ警視局長ヨリ可及照會候條尙ホ協議可取計此旨相達候事、但現在人員ヲ以テ繰合相辨シ別段増員ヲ要スル儀無之様可致候事」竝に供奉警視官より直ちに本縣警部巡查を指揮することあるべき旨豫め縣へ達せらる。

供奉官宿割表

同月十七日驛遞局御巡幸御用掛より、本縣御巡幸御用掛へ、御巡幸供奉員宿泊割に付左の如く通知あり。

御巡幸供奉官員等宿泊割別冊之通ニ付爲御心得御回シ申候尙巨細之儀ハ當局御先發官員ヨリ可及

第一章 御巡幸布告

一七五

御協議候條此段及御通知候也

追テ別冊へ記載ノ人員ニ増減等有之候節ハ其都度可及報道ニ付本冊ヲ基トシテ御加除相成度爲念申添候也

〔別冊〕 御巡幸供奉官員宿泊割 (増減ノ通牒ニ依リ訂正ヲ加フ)

第一號甲 三條太政大臣 從者五人 小者二人 太政官五等屬神波桓 車夫一人 川瀬權少警部 巡查十二名

第一號乙 伏見二品宮 家從一人 家丁一人 宮内省御用掛淺田熙光

第二號 寺島參議 從者一人 車夫二人 隨行太政官五等屬稻葉由太郎 高橋文部六等屬 關谷警部試補 巡查六名 車夫一人

第三號 山田參議 從者一人 小者一人 岡本太政官一等屬 車夫一人 宍戸開拓七等屬 小者一人 安藤警部試補 巡查六名

第四號 佐久間内閣大書記官 井手太政官四等屬 谷太政官六等屬 木曾太政官九等屬 杉太政官等外一等出仕 鈴木太政官等外一等出仕 幸田太政官等外二等出仕 各車夫一人

第五號 櫻井内務權大書記官 從者一人 中村内務二等屬 車夫一人 後藤内務二等屬 車夫一人 内務省雇山田耕作

第六號 萩原驛遞一等屬 車夫一人 杉浦驛遞七等屬 大野驛遞十等屬 驛遞局雇秋岡守貞 谷村宮内一等屬 壁谷宮内省等外一等出仕 夫卒一人

第七號 石井中警視 車夫一人 三間少警視 大島一等警視屬 齋藤五等警視屬 川内七等警視屬 護衛長高崎二等警視屬 折田警部補

第八號 大谷大藏少書記官 小者一人 高崎大藏四等屬 車夫一人 篠崎大藏六等屬 車夫一人 桑原大藏八等屬 車夫一人 岡本大藏等外一等出仕 鑑定方二人

第九號 三浦陸軍中將 從者一人 馬丁一人 馬一疋 勝田陸軍少佐 從者一人 馬丁一人 馬一疋 香川陸軍大尉 馬丁一人 馬一疋 山門陸軍軍曹 用使一人

第十號甲 大迫陸軍少佐 九里陸軍大尉 町田陸軍大尉 松永陸軍大尉 野木陸軍中尉 兒玉陸軍中尉 山中陸軍中尉 福崎陸軍中尉 門山陸軍少尉 馬渡陸軍中尉 志通陸軍中尉 伊東陸軍曹長 馬丁十一名 馬十二疋

第十號乙 山岡陸軍中尉 廣内軍醫副 桑嶋馬醫副 馬丁三人 馬三疋

第十一號 騎兵隊附士官 以下四十二名

第十二號 德大寺宮内卿 從者一人 車夫二人

第十三號 土方宮内少輔 從者一人 車夫一人

第十四號 香川宮内大書記官 車夫一人 兒玉宮内權大書記官 車夫一人 足立宮内少書記官 車夫一人 夫卒一人 庶務課田邊宮内一等屬 車夫一人 稻生宮内八等屬 林宮内九等屬 深山宮内十七等出仕 出納課麻見宮内一等屬 車夫一人 高木宮内五等屬 大川宮内省等外三等出仕 夫卒一人

第十五號 丸岡式部助 車夫一人 小西四等掌典 車夫一人 藏田三級掌典補 車夫一人 朝倉式部十等屬 車夫一人 松田式部等外一等出仕 小谷式部等外二等出仕

第十六號甲 米田侍從長 富小路侍從 北條侍從 東園侍從 平尾宮内一等出仕 夫卒一人

第十六號乙 堀川侍從 西四辻侍從 片岡侍從 藤波侍從 廣幡宮内 十等出仕 夫卒一人

第十七號 伊東一等侍醫 從者一人 車夫一人 岩佐二等侍醫 從者一人 醫員 平野好徳 南部一政 丸茂文興 石井淡 新畑三等仕人 田付三等仕人

第十八號 内膳課松井宮内一等屬 車夫一人 音川宮内八等屬 樺島宮内九等屬 外判任官 二人 等外並備四人 夫卒二人 料理方二人

第十九號 調度課菅野宮内七等屬 田村宮内七等屬 永田宮内九等屬 長岡宮内等外一等出仕 夫卒五人

第二十號 内匠課判任官三人 夫卒一人 職工八人

第廿一號甲 内廷課小笠原宮内一等屬 葉室雜掌 村上雜掌 大原雜掌 安島雜掌 坂本雜掌 吉利雜掌

第廿一號乙 内廷課津田宮内六等屬 三澤雜掌 武藤雜掌 大谷雜掌 高見雜掌 鎌田雜掌 井上雜掌 夫卒一人

第廿一號丙 淵川宮内八等屬 林・木村・水郡・大友一等仕人 五十川・宮永・八森・中野・小畑・鈴木・平井・古筆・小野田・清水二等仕人 鈴木・中川・峰岸・今北・師岡・加納三等仕人 夫卒一人

第二十二號 内廷課大岡宮内十等屬 梅澤・田井二等仕人 千代間・杉・園部・龜・上田・山本・野崎・清水・近藤・勝山・東・河合・松石三等仕人

第二十三號 御厩課判任官馭者四人 小柴宮内十五等出仕 遠藤宮内等外二等出仕 夫卒一人 磨方六人 長持四掉

第二十四號 御厩課川上宮内二等屬 車夫一人 鈴木宮内九等屬 車夫一人 川北宮内九等屬 車夫一人 岡本宮内十六等出仕 車夫一人 奥村宮内等外二等出仕 宮内省雇今村榮吉 車夫一人 宮内省雇伊藤新吉 車夫一人 馬丁三十三人 長持四掉

號外ノ一 文學御用掛 准奏任池原香稗 車夫一人 加部宮内十三等出仕

號外ノ二 印刷局彫刻部技生馬屋原謹一郎 福永廣 職工二人 宮内省馬三十六疋 内御料馬四頭(内洋馬二頭 和馬二頭) 警視局馬二疋 陸軍省馬三疋 近衛局馬五十三疋 内土官十一頭 騎兵四十二頭

號外ノ三 伊藤參議 從者一人 車夫二人 伊東太政官權少書記官 車夫二人 木曾太政官九等屬 車夫一人 荒木權少警部 巡查六名

號外ノ四 久米三等編修官 車夫二人

號外ノ五 電信技術生 二人

番外ノ一 松方內務卿 從者一人 車夫一人 內務省御用掛岩倉具定 車夫一人 谷內務二等屬 車夫一人 長谷川內務等外二等出仕 車夫一人 西田內務四等屬 車夫一人 御待受場所 甲府・松本・福島・名古屋・津・山田・京都

番外ノ二 河野文部卿 從者一人 島田文部少書記官 江木文部一等屬 大村文部六等屬 高嶺訓導 御待受場所 甲府・山田・龜山

この他御用物運搬の通し人夫約七百八十人程あり。又朝陽社・横濱毎日新聞社・朝野新聞社・日報社・報知新聞社・弘道日報社・大阪日報社・日報社・神戸新報社・大阪新報社・甲府日々新聞社・甲府中新聞社及び資生堂田中太右衛門等皆自費を以て隨從せり。

第二章 奉迎準備

御用取扱事務分擔

曩に聖上東京御發轅日限御治定ありたれば、縣に於ても五月三日車駕奉迎準備のため御通聲御用取扱事務を左の如く區署し、各受持掛員を命ぜり。

一、庶務 行在所御小休所供奉官員休泊所按排方、並上進下達諸式取扱記録ニ關スル事、又ハ臨時ニ起ル事件ニシテ他ノ受持ニ屬セサルモノ之ヲ管掌ス

一、土木 輦路ニ屬スル道路橋梁修築、行在所御小休所供奉官員以下休泊所諸修營、通路掃除等ノ事ヲ管掌ス

一、調度 行在所御小休所供奉官以下休泊等備品並諸賄方等、總テノ調達事務及會計ヲ管掌ス

一、驛遞 人夫車馬ノ豫備辨給、並郵便等ノ事務ヲ管掌ス

右ノ如ク受持事務ヲ分ツト雖、臨時互ニ補助スルコトアルヘシ

警衛事務ハ御用取扱警部ニ於テ受持事

各受持ノ上席人一名ハ其事務ノ統督ニ任シ、該受持諸員ヲ指揮督勵スヘキ事

行在所御小休所ハ各受持員少クトモ一名ツ、詰合スヘキ事

依つて庶務及驛遞事務受持を一等屬井手今滋に、庶務受持を六等屬齋藤信・七等屬柳田道古・同山本

御用掛員任命

操・同磯野重述・十等屬篠田良雄に、驛遞事務受持を七等屬野村信一・九等屬吉池喜藤太・同野村稻守
 十等屬清水榮藏に、土木事務受持を四等屬木村直量・七等屬小川高好・九等屬千田惟安・十等屬那須
 重次郎・同山田正弘・同久富頼孝に、調度事務受持を一等屬清水勝定・五等屬梅田信明・八等屬服部辰
 次郎・同小西央・同中島又三に、警衛事務受持を二等屬兼川俣正名五等屬兼杉本義定・八等警部小川謙輔
 同山川直次郎・九等警部柴田正直に命ず。翌日更に八等屬小田島源太郎・十等屬溝口勝英・同坂岩三郎
 を御用取扱員に命じ、土木事務を擔任せしむ。又等外一等出仕伊藤三郎・同安藤拓次郎・同小山政敬
 同村野曠・等外二等出仕園部秀治・同小川良雄・御用掛中村翠篁を御用取扱補助となし、土木事務に
 參與せしむ。仍て各分擔者を輦道各地に派出し御休泊地に在りて受持事務を處理せしむ。

御警衛掛

御警衛のことに關しては其筋の訓令を體し、現在員を以て差し繰り別に増員せず。二等警部川俣
 正名・五等警部杉本義定・同村井高正・同石川豊吉・八等警部中川靜・同小川謙輔・同石川才足・同野田
 謙造・同山川直次郎・九等警部柴田正直・同枝吉元信・同石川貞幹・十等警部三輪芳太郎・同山田清記・
 同川口市之助・同山崎正・同磯貝亮三郎・同岡忠亮・同立木喜又・同出淵久雄外巡查二百二十餘名に御
 用取扱を命じ、更に之を部署すること、本部三十八名・内警部七人・巡查二十二名・備醫一人・雇三
 人・馬丁五人、第一部四十六名・内警部二人・巡查四十四人、第二部四十六名・内警部二人・巡查四十
 四人、第三部四十六名・内警部四人・巡查四十五人、第四部四十六名・内警部三人・巡查四十三人と

御用扱方郡吏員

す。而して前に命じたる警衛事務受持五名をして夫々各部主任たらしめ、分擔協力して御休泊地並
 に輦道を警備し奉ることなせり。
 さて縣内大小區の制は昨年二月の改正に依りて廢せられ、郡政を興し、各郡に郡長・郡書記を任
 じ、各町村戸長を之に隸せしめたり。仍て今回は輦路三郡の郡長・郡書記に御通輦御用取扱を命ぜ
 り。乃ち惠那郡長山村良貴・同郡書記村上虎五郎・同阿部敬儀・同古屋善造・同鈴木茂門・同上田良均・
 同小倉胖之丞・同土岐正徳・同平野景熙・同増田駒吉・同工藤新助・同郡役所用掛西尾市郎・同鈴木萬介
 同中村喜代藏・同粕谷彌吉・同佐藤鐵藏・同林良太郎・筆生水野田鶴雄・同古田英治・土岐郡長中村中・
 同郡書記市岡忠太・同伊藤道次郎・同小栗宮藏・同玉置種太郎・同片野定次郎・同海野猛男・同弓削靜・
 同用掛阿部喜佐次郎・同筆生小木曾房次郎・同今井宗三郎・同吉本信次・同渡邊浦太郎・同清水仁一郎・
 可兒郡長神谷道一等なり。依つて庶務・驛遞・調度の主任を定め、御休泊地に派して掛縣官と協力分
 擔して事務に當らしむ。

沿道略記編纂
方示達

同八日御先發櫻井内務權大書記官・西村内務少書記官より本縣令へ「御巡幸に付便覽の爲め御通輦
 沿道宿驛・山川名所舊跡其他を略記し、凡三百部印刷の上御通輦前日の御泊宿迄提出すべきこと、
 但右に類似のもの既に印行なり居らば其を以て代用妨無之こと、記入の内格別手数を要し編製手間
 取る廉は省略差支なきを以て遲滯なく出來せしむべきやう」雛形を示して指示あり。依て御用掛楯

田道古をして専ら編纂に當らしむ。

宮内省よりは是月更ニ「御巡幸ニ付地方官心得方ノ儀ハ御用係ヨリ相達候心得書ニ具載シ、尙内務宮内兩省先發官員ヨリ夫々可相達筈ニ候得共、小細ノ條々地方官心得マデニ」とて左の如く諸準備に關する心得方を詳細に示達し來れり。依つて縣御用係に於てはその旨を體し、各擔當の事務に當れり。

一 地方官心得書第八條非常御立退所ノ儀、先發官協議ノ上、行在所ヨリ凡五町以上十町迄ノ所ニテ社寺人家見立取極メノ上、家屋並周圍等ノ粗繪圖ヲ製シ、行在所トノ距離方位及御道筋ヲ概記シ、供奉宮内省庶務課員へ差出スヘシ
而シテ當日行在所御着輦前後、侍從並各課員及近衛士官等各自見分候間、其節ハ縣官郡區吏戶長等ノ内同伴案内可致事

一 同第二十四條 行在所御門ノ儀ハ、供奉近衛騎兵ニテ御守衛致候儀ニ付、地方官ニテ調製ノ行在所通行鑑札ハ、其管轄地へ御着輦ノ前日迄ニ照準用ノ分三枚供奉宮内省庶務課員へ差出事
但近衛へハ庶務課ヨリ相渡筈、同通御濟ノ上ハ近衛ヨリ庶務課へ返戻シ、該課ヨリ地方官へ返却ノ事

一 同第五十七條宿割帳二通ノ内一通ハ御巡幸會計係へ、一通ハ行在所詰宮内省庶務課へ差出事

一 山梨三重兵庫三縣ノ外沿道府縣ニ於テハ御巡幸事務ニ關係ノ縣官警部巡查及輦路ニカ、ル郡區吏戶長人名人員取調、前條ノ通供奉宮内省へ可差出事 但前同斷

一 御休泊所御小休所並御膳水ノ御用相勤候者へ行在所並御小休所外ニテ御膳水御用相勤ノ者ニ限ル御仕向ノ儀ハ、供奉宮内省出納課ニテ取扱候ニ付、此旨兼テ相心得右人名書御通輦ノ節ハ該課へ可差出事
但御小休所狹隘ニヨリ供奉員控所別家へ相設候分、並行在所外御輿置場御用物置場等へ御仕向ノ義モ、本文同斷ノ事

一 各地方官共其管轄地へ御着輦ノ前日又ハ前々日行在所へ罷出、御巡幸御用係並各廳供奉員へ御用向ノ都合可承合、尤宮内ノ管掌ニ屬スル事務ハ種類モ多ク候ニ付、各課員へ夫々承合候方可然候事

一 行在所御小休所ニテ御用向ハ、供奉員ト村町吏ト直接ニテハ不都合ノ儀モ有之候ニ付、此旨各地方官ニ於テ相心得置、御小休所ト雖モ御着輦前ヨリ縣吏出張致、御發輦後モ御用濟見計ヒ引取ル様可致事

一 各管内 行在所御小休所へ相詰候地方官吏ノ儀ハ、其ノ應ノ都合ヲ以テ時々交代候共敢テ差支ハ無之筋ニ候へ共、左候テハ諸事端緒相改リ双方不便モ不尠儀ニテ、可成ハ各管内へ御入込ノ頃ヨリ他管轄地へ被爲移候迄同一ノ官吏ニテ事務取扱便宜ニ可有之、尤モ御通輦御休泊所

近傍地形土俗等相心得居候輩ニ候ハ、一層便宜ト被存候事

- 一 諸般ノ事務ハ總テ御巡幸御用係ニテ掌管ノ筈ニ付テハ、進達ノ諸文書モ悉皆該係へ差出候筋ニ候得共、實際ノ事務ニ至リテハ各管掌ノ區別モ有之ニ付、凡左ノ條款ニ係ル分ハ供奉宮内省へ可差出事

古器物古書畫

祝詞咏歌詠草等

右ノ外總テ御覽相願候節ノミ、品目及差出人ノ住所地名等詳細目錄相添可差出事

- 一 各御休泊所ニハ給仕五名十二三歳以上十五六歳迄ノ者御晝御小休所ハ三名雇入ル可ク、尤モ御泊 行在所詰給仕ハ專ラ供奉御巡幸御用係判任竝宮内省庶務課ニテ使用シ、各供奉官ト詰合地方官トノ間ヲ往復致候儀ニ候處、各御泊所へ御着輦濟ハ殊更多端ニ付、其地農商ノ子弟等ノミ雇入候テハ實地双方不便ニ付、一管轄内御休泊所丈ケハ縣廳ノ給仕等事馴候者一兩名差加へ候様致度事
但雇給等ハ宮内省出納係ヨリ仕拂ノ事

- 一 行在所詰供奉官員ヨリ、供奉員旅客其他へ差出候公翰ハ行在所詰縣官へ相渡候間、速ニ送達有之度事

但多クハ至急ヲ要候條淹滯等ノ儀無之様注意致シ、使夫等モ其土地ニ相馴候者ヲ雇使有之度

事

- 一 山阪險路ノ地ニテ食事可相辨家屋無之、前後ノ宿驛モ格別相隔候場所ニ於テハ、御定メノ旅籠外、別ニ小辨當下賜候儀モ可有之、其節ハ供奉宮内省内膳課ヨリ詳細可申談候得共、兼テ心得置有之度事

- 一 御通輦ノ前日御道筋見分トシテ本省取者罷越候事

但御道筋險易廣狹等右取者ヨリ行在所へ報告可致ニ付、内國通運會社ヨリ至急遞送可致事

- 一 御道筋峻阪險路又ハ泥途等ニテ御馬車推輓人夫ヲ要候節ハ、右取者ヨリ人夫用意ノ儀直ニ其ノ村町吏へ可相達候間、此旨兼テ其向へ可達置事

但人夫雇上ノ節ハ人夫幾人ト記シタル切符ヲ取者ヨリ可相渡候條、右切符ヲ供奉御厩課員へ差出賃錢可請取事

- 一 御途中御列緩急合圖ノタメ御料取者吹笛候條、御先導警部ニ於テ可心得置事

同十七日御通輦沿道御休泊地に於ける奉迎準備のため、其の村戸長及び有力者若干名づゝ、御通輦御用取扱方を命ず。その氏名は次章以下に載せられたればこゝには略せり。

同十九日御先發西村内務少書記官より、御警衛方心得ある主任をして、長野縣管轄界まで、御巡幸に付修補を加ふべき道路橋梁箇所書、行在所の圖面及び御休泊宿驛の位置等に關する書類を持參

せしむべきやう照會ありしに依り、縣一等屬井手今滋・七等屬山本操・同野村信一・八等屬中島又三・二等屬兼二等警部川俣正名を派遣す。同二十三日御先發官山岡宮内大書記官・名島宮内八等屬・中村同十五等出仕・雇松田忠安、驛遞局望月七等屬・久志本七等屬・中野八等屬・警視局金杉一等屬光川五等屬・及び横幕軍吏副・長谷川一等書記の一行、長野縣より惠那郡落合村に到着す。依つて井手屬等案内同行して大井驛泊り、翌日釜戸晝食、多治見驛泊り、輦路橋梁の改修、行在所、御小休所等の點檢を經、その指揮を仰ぎて施行するところあり。

而して詳細打合條項竝に御休泊所豫備品等は總べて先年御巡幸の際のものに準して設備することゝなせり。但炎暑の節なれば特に御休泊各驛に氷を備ふるゝこと各二三十斤なり。こは土岐郡大富村額順次郎より御着輦前日各御休泊所に納入することゝなせり。又御休泊所間割は左に準じて御先發官指定せり。

打合條項並豫備品

行在所間割

- 御泊行在所間割
- 玉座
 - 侍 從 長 御次 壹間 卓壹脚
 - 侍 從 醫 官 壹間 卓壹脚
 - 近衛 士 官 壹間 卓壹脚
 - 皇族 大臣 參議 壹間 卓壹脚
 - 供奉 勅任 官 壹間 卓壹脚
 - 御 板 輿 壹間
 - 御 輿 丁 壹間
 - 地方 官 壹間
 - 御 守 衛 兵 壹間

但間數無之時ハ大臣參議ト合併

御 厩 課 壹間

但間數不足ナラバ他へ合併スル事アルベシ

御 板 輿 壹間

但間數不足ノ節ハ壹間或ハ行在所外へ設ケル事アルベシ

御 輿 丁 壹間

地方 官 壹間

此一廉ハ宮内省內匠課先發ノ官員へ申談ノ上適宜ニ可相致事

御 守 衛 兵 壹間

但御車寄最寄ニ設ケ

總 計 間數十三間 卓十二脚 外ニ七脚內膳用ハ新調

外調理場附屬 但御小休所ハ調理場無之事

供奉皇族大臣參議勅任官 壹間 卓壹脚

供奉 奏 任 官 壹間 卓壹脚

供奉 判 任 官 壹間 卓壹脚

御小休所間割

- 御巡幸御用掛奏任官 壹間 卓壹脚
- 宮内式部奏任官 壹間 卓壹脚
- 御巡幸御用掛判任官 壹間 卓壹脚
- 宮内省庶務課 壹間 卓壹脚
- 同出納課 壹間 卓壹脚
- 式部寮判任官 壹間 卓壹脚
- 內膳課 壹間 卓壹脚
- 外調理場附屬 壹間 卓壹脚
- 內匠課 壹間 卓壹脚
- 調度課 壹間 卓壹脚
- 但間數無之時ハ內匠課ト合併
- 內廷仕人課 壹間 卓壹脚
- 同課 壹間 卓壹脚
- 御畫行在所御小休所間割
- 玉座
- 侍 從 長 壹間 卓壹脚
- 侍 從 從 長 壹間 卓壹脚
- 供 進 所 壹間 卓壹脚

第二章 奉迎準備

内膳課 但御小休所ハ之ヲ除ク

壹間

卓四脚 外ニ四脚内膳課用ハ新調

行在所宿直員

行在所宿直人員左ノ通

宮内省書記官式部助ノ内 壹員

侍從長侍從試補心得ノ内 四員

醫 員 壹員

庶務課 壹員

出納課 壹員

内膳課	内調度課	御廐課
判任 壹員	判任等外ノ内二員	御廐 課
等外 壹員	夫卒 五員	内廷課 (屬 貳員)
		御廐 課 (任人 拾員)
		雜掌 六員
		典丁 七員
		取者 壹員

人足賃錢等取調

六月三日縣より沿道三郡戸長に人馬車駕等臨時徴收すべきことあるべきを以て豫め準備すべきを令せり。依つて三郡輦道附近の村々よりその應募數を調査進達せり。又人馬車駕等賃錢を取調べたるに左の如し。

- 一 中津川ヨリ大井マデ里程二里二十四町四十五間半
- 人足一人金拾八錢八厘 馬一疋金參拾錢九厘 人力車一輛金貳拾貳錢九厘
- 一 大井ヨリ釜戸村ノ内中切マデ里程三里半
- 人足一人金貳拾四錢五厘 馬一疋金四拾錢三厘 人力車一輛金參拾五錢
- 一 釜戸村ノ内中切ヨリ多治見マデ里程五里五町二十二間四尺

沿道入馬數取調

人足一人金參拾六錢 馬一疋金五拾九錢貳厘 人力車一輛金五拾壹錢五厘

一 多治見ヨリ尾張國坂下マデ里程三里十三町四間三尺五寸

人足一人金貳拾貳錢五厘 馬一疋金參拾八錢七厘 人力車一輛金四拾參錢七厘

一 宿駕籠二人半分 垂駕籠三人分

又臨時人馬を徴集すべき村々の調査を行ふこと次の如し。村名一字下げたるはその前驛の附屬たるべきものなり。人足・馬匹・人力車・宿駕・垂駕等の數は徴集に應せらるべき現數なり。惠那郡内は坂路多ければ特に精しき調査あり。

村名	戸數	人口	内男	女	人足	馬匹	人力車	宿駕垂駕
落合村	二二三	一,〇三六	五五六	五二〇	九一	九一	—	—
中津川村	六七九	二,九六〇	一,五九一	一,四二一	六〇	二〇〇	二	一〇
駒場村	一〇六	五二二	二五七	二六四	三四	二	—	—
手賀野村	七四	三八五	二〇七	一七六	二五	二五	—	—
千旦林村	一六二	八二〇	三九三	四二七	二五	四	—	—
茄子川村	一三三	一,〇三三	五二七	四九五	一〇〇	一〇	—	—
大井村	三〇四	一,二五九	六四四	六三九	二〇	五	—	—

岐阜縣御通輦

沿道戸長へ心得方永遠

中野村	二三	五九	二九	二六	四二	五	一九二			
東野村	二五	一二三	六五	六二	六	二五				
正家村	八六	三七	一八〇	一八七	三〇	三				
永田村	五六	二六	一三	二六	一五	一				
野井村	一〇	七九	三九	三九	五					
藤村	一八	九七	四三	四四						
竹折村	一八	八〇			三〇	六	三			
土岐郡内沿道は釜戸村	一、三九七戸	土岐村	二、六一七戸	寺河戸村	一、一〇戸	戸狩村	三、七四戸	山野内村	三、五三戸	
八二戸	小田村	七、〇九戸	肥田村	一、三〇八戸	淺野村	三、八九戸	高山村	六、二八戸	土岐村	一、二〇五戸
三二二戸	多治見村	三、一五戸	可兒郡沿道長瀬村	七、九五戸	田中村	一、二九六戸	なり。			

六月七日、小崎縣令より御通輦沿道戸長へ心得方左の如く達す。

惠那郡落合村ヨリ可兒郡田中村マデ 沿道各村戸長

今般山梨縣三重縣京都府へ 御巡幸ニ付本月十六日東京 御發輦被仰出、本縣下中山道落合村ヨリ下街道筋名古屋へ御通輦ニ付、左ノ件々爲心得相達候事

一 御休泊割 御發輦ヨリ

宿主心得

- 十三日目 御休 中津川 御泊 大井
- 十四日目 御休 釜戸 御泊 多治見
- 一 學校生徒等奉送迎ノ爲メ衣服ヲ揃へ或ハ帽履等新調シ其父兄ノ迷惑ニ歸シ候趣相聞候モ有之
 - 一 假令奉送迎致シ候共平常所持ノ衣服ヲ用ヒ候様可致、右等ノ邊ハ戸長ニ於テ能々注意可致事
 - 一 諸献上物一切相成ラヌ事
 - 一 御通輦宿驛或ハ御休泊ノ地ニ於テ、國旗提灯ヲ掲ゲ、人民各自ノ祝意ヲ表シ候儀ハ不苦事
- 同月縣は旅籠料授受概則に基き、御巡幸供奉官宿主心得を交付せり。
- 御巡幸供奉官宿主心得
- 一 供奉ノ官員止宿中ハ諸事入念取扱候而火ノ元嚴重相心得候様召仕ニ至ル迄可申聞置事
 - 一 供奉官ハ勿論人夫等ニ至ル迄我意ヲ唱へ旅宿其外之者へ迷惑致サセ候儀ハ無之筈ニ候へ共若右様之者有之候ハ該戸長へ可申出事
 - 一 一旦旅宿取極メ戸主ヨリ請書差出候上ハ該家ニテ不得止事件相生ジ(家族ノ内病者或ハ死ニ去其他火災ニ罹ル等)候節ハ他へ變換可致候條速ニ該戸長へ可申出事
 - 一 右之如キ不得止事件ノ外ハ宿主ノ都合ヲ以テ私ニ他ト示談變換等一切不相成候事
 - 一 晝泊旅籠料之儀ハ面々ヨリ左ノ雛形ノ證券交付ノ上本縣出張官吏ヨリ現金引換候筈候事
- 第二章 奉迎準備
- 一九三

但御用物運搬等ニ要スル役夫等ノ旅籠料ハ此定價ニ拘ハラズ各宿主ニ於テ相對示談ノ上本人ヨリ直ニ現金ニテ可請取事（難形は授受概則に同じ省略す）

一 旅籠證券ハ御當日供奉ノ向ニ限リ拂出相成モノニテ御先發御後發勿論御當日タリテ御休泊所外ノ地ニ於テ宿泊スルモノ、如キハ此定價ニ拘ハラズ相當ノ金額ヲ其人ヨリ直ニ現金ニテ可請取事

一 宿主ニ於テ供奉ノ官員到着相成候ヘバ其人ヨリ直ニ證券ヲ請取一括トナシテ該戸長ヘ差出シ現金ト引換可申出候萬一出張縣官出發後ニ於テ現金引換洩有之カ或ハ事故アリテ延着ノ向ヨリ仕拂タル證券ハ總テ戸長ヘ可申出事

一 證券所持ナキ向アレバ該當人ヨリ直ニ現金ニテ定價ノ通り旅籠料ヲ可請取事
但現金ニテ請取候分ハ其旨該戸長ヲ以テ出張縣官ヘ可申出事

一 混雜ノ際ニテ萬一證券或ハ現金受渡ヲ失念シテ出發セシモノアレバ其休泊シタル人名戸長ヲ以テ出張縣官ヘ可申出候事

一 當日ニ至リ俄ニ旅籠或ハ晝賄等ヲ要セザル事アルモ各宿主ノ迷惑ニ不相成様定價ノ證券下付可相成等ニ付證券下付スルモノハ之ヲ請求下付ナキモノハ不用ニ屬セシ人員取調速ニ出張縣官ヘ可申出候事

一 一旦旅籠ヘ到着ノ上御用ノ都合ニヨリ該旅籠ノ宿泊或ハ賄ヲ要セザル事アルモ總テ最前請取タル證券或ハ現金トモ一切返戻ニ不及候事

一 他ニ下宿ヲナス者

行在所等ニ相詰御用都合ニテ下宿シ難キ時ハ該所ヘ賄向取寄相成ベク儀モ有之候事

一 定價旅籠料ノ外臨時食品取寄候節ハ代價本人ヨリ直ニ現金ニテ可請取事

一 供奉官ヲ始メ人夫ニ至ル迄各宿主ニ於テ官名又ハ姓名等記載シ可置事

一 炎暑ノ時節食物等可成新鮮ノ品相選可申事

一 膳部夜具等精々善良ノ品相用可申勿論浴室廁等別而注意掃除可致置事

同十日本縣より、御通輦拜觀心得方之儀に付、郡役所並に各村戸長へ左の如く達す。

郡 役 所

今般管内 御通輦ニ付拜觀人心得方等、別紙之通諭達候條、沿道郡役所ニ於テハ一層注意ヲ加ヘ不敬無之様取計フベシ、此旨相達候事

戸 長

今般管内 御通輦ニ付御行列拜觀之儀ハ、豫テ心得モ可有之ト雖、其當日ニ際シ自然混雜ヲ醸シ不敬ニ涉リ候テハ甚以不相濟儀ニ付、別紙ノ廉々前以洽ク告示シ、不敬無之様取計フヘシ、此旨

諭達候事

拜觀人心得

〔別紙〕 拜觀人心得

- 一 御巡幸之節ハ拜觀勝手タルベシト雖、沈黙靜肅ニシテ尊敬ヲ表スベシ
- 但立禮躋居ハ其他ノ習俗ニ從フ、尤市街家竝ノ地ハ席上座拜苦シカラズ
- 一 拜觀ニ出ルモノハ前以テ曠原路傍等ノ空地ニ屯集シ 御旗ノ過グルヲ見テ敬禮ヲ行フベシ、決シテ二階屋根又ハ墻壁簾内等ヨリ拜スベカラズ
- 一 御通輦ノ前後及 行在所 御小休門前ハ乘車馬通行不苦ト雖 御野立ノ近傍 御見通シノ場所ハ必ず下乗スベシ

但本文 御見通シノ場所ヲ喫煙シテ通行スルハ勿論、袒裼裸躰等致スベカラズ

- 一 御通輦ニ際シ往來セントスルモノハ 御輦ノ過ルマデ路傍ニ差控ユベシ、決シテ遠近ヨリ駈付ケ、又ハ左右ヨリ輻湊シテ混雜ヲ爲スベカラズ

但御輦先ヲ横切り又ハ儀仗ヲ侵スベカラザルハ勿論ナリトス

- 一 渡津橋梁等ノ近傍ハ、廣ク立開キ 御通輦ノ妨ゲトナルベカラズ

但 御通路ニ當ル山上山腹ハ勿論樹間橋下等ヨリ拜スベカラズ

- 一 拜觀中總テ容儀ヲ正シクシ言辭ヲ慎ムベシ、決シテ亂醉放歌又ハ袒裼裸躰等ノ行爲之レアル

ベカラズ

但 御通輦ノ節ハ炎暑風雨タリモ、帽笠類冠ノ類ヲ脱却スベシ

- 一 老幼癡疾者ノ類ハ必ず看護人ヲ付ケ置クベシ、若シ看護無之節ハ混雜セザル地ニ於テ拜觀セシムベシ

但瘋癩白痴ノ類ハ拜觀遠慮スベシ

同月十四日御巡幸御用掛より、内務少輔品川彌二郎御先發仰付られ、明十五日發程の旨通知あり又同日警視局より、警部巡查配置方の儀に付左の照會あり。

御警衛配備方照會

御巡幸 御巡路御警衛配置中 行在所詰警部巡查ノ儀ハ、更ニ供奉警視宿所カ又ハ其近傍へ出張候様御取計有之度、依テハ豫而當方へ御差出有之候御警衛警部巡查配置調書中、右ノ廉取除置候條左様御了知有之度此段及照會候也

御膳水檢定

曩に行在所竝御小休所等に於て御使用に供すべき御膳水は縣病院長土屋寛之に命じ定性分拆を行ひ、その良否を檢定せしむ。乃ち醫學校教員藤本理、嚴重に檢査鑑定し良水井を選びて復命せしかば、其の旨今月二十日宮内省へ届出でたり。是日又非常御立退場圖面をも進達す。

同月二十二日小崎縣令、車駕奉迎且道路修繕箇所、竝行在所に充てられたる場所等の點檢のため土岐郡多治見村へ出發し、引續き御輦道を巡視し二十六日大井驛に至る。又御巡幸御先發河野文部

品川内務少輔先發

沿道の巡視

卿は六月七日東京發二十三日正午本縣管内落合村へ到着、落合・中津川兩小學校を巡視し、大井驛に止宿し、翌日出發愛知縣へ向ふ。

中仙道改修

さて諸準備の内にも輦路に當れる中仙道及び下街道の改修は、最も沿道人民の力を竭せるものにてこれが爲め道路の面目一新し交通初めて利便を得たり。抑、中仙道は従前馬背肩輿に依りて運輸遞送せしに過ぎず。小車を通ずることすら困難なれば、這回御通輦については先づ道路橋梁の改修架け換へをなさざるべからず。依て縣に於ては四月より各關係村民を催促して着手せしむ。木曾に接する馬籠境より始めて、惠那郡東部諸村の夫を徴して施工せり。この時落合驛の道路中央を流れたる水路を一方に移し、又中津川驛に至る間の嶮路を改修するところ多し。又茄子川驛の中央の溝を一方に片寄せたり。大井驛近くの基平坂の切下げ工事もこの時始めて行はれたり。郡の西部榎ヶ根峠より竹折を経て、土岐郡内十三峠の邊は殊に嶮難なれば、縣より土木掛員三名大久手に出張し附近の村民を徴し、日當料の外増錢を給して出精せしむ。惠那郡界より大湫堺までは釜戸の夫夫の持場なり、路面を取擴げ、一旦掘り起し砂礫を入れて搗き固め、急坂は迂回して緩やかならしむ。

下街道改修

同月下旬御道筋を榎ヶ根より中仙道と分れ下街道に變更するの儀あり、土岐郡長中村中、屬官を伴ひて巡視す。五月縣郡掛官下街道を丈量し、三日より急に改修に着手す。下街道は所謂參宮街道にて榎ヶ峯峠の頂上追分より竹折・釜戸・土岐・高山・多治見・可兒郡池田を経て、愛知縣内津へ越え、

名古屋を經由して熱田に通ずるもの、道幅數尺を出でず、路面高低甚しく且峻坂少からず。この度道幅を十二尺に改め、橋梁等皆架け換ふること、なり掛縣官數名出張し各關係村民を徴して一時に着手したればその混雜一方ならず。惠那郡西部大井・中野・東野・正家・永田・佐々良木・椋實諸村皆助勢せり。當時木曾の馬籠と落合驛との間も又惠那郡東部諸村の人々を徴して改修中に屬せしかば大井よりも之に参加せるものあり。

神明坂新道開

下街道土岐口以西神明坂長坂の改修については土岐郡西浦圓治・各務平七・山村兵次郎・伊納忠次等有志者の首唱にて郡民一同より新道開鑿願を縣に出して云、今般御巡幸下街道筋 御通輦可被遊旨被仰出、其御道筋土岐郡土岐口村ヨリ多治見村之内宇神明虎溪ノ二嶺アリ、道路險阻屈曲極難所ニ候間 鑿駕ニテ通御難被遊ト奉恐察候、因之該二嶺南側之中腹ニ新道開鑿絶頂掘割候得者數箇所之險坂ヲ除キ略緩易順坂ノミニ相成御通輦之御碍無之哉ト奉存候、就テハ舊道御修繕御費途中へ一郡協議ノ上人夫七千五百人可奉差上候ニ付、新道御開鑿被成下候様奉願候、右御開屆相成候ハ、上ハ聖恩萬分ノ一ヲ報シ下ハ人民無限ノ鴻益ヲ得實ニ千載一遇ノ機會、郡中一同之懇願ニ御座候間各村總代理署ヲ以テ此段奉願候也。斯くて五月中旬より神明坂・長坂に亘りて新道開鑿に着手せり。適、御先發官西村内務少書記官より、道路取擴げ見合せのこと、縣令に對し通牒し來れり。日十一

今般御巡幸ニ付御道筋道路橋梁修繕之箇所豫メ御取調置相成度儀ハ去月二十九日及御照會候次第

モ有之候處御管下落合驛ヨリ愛知縣管轄堺迄之間道幅狹隘之箇所尤モ不少哉ニ相考候處右ハ御取廣ケ相成候共坂路屈曲ニテ到底御馬車ハ通へ間敷歟ト致想像候條嘗テ御取廣等之儀御着手不相成候様致シ度依テ此段爲念申進置候也

工事竣成

然れども人民はこの度の御巡幸を機として、地方交通の便を圖り、先づ風車を迎へ奉りて永くその恩澤に浴せんとの志望なれば、豫定の如く工事を進捗せしむることを主張して止まず。依つて縣に於ても其の意に任せ、適當の指導と補助とを與へ、官民協力して工事を進めたり。斯くて各村の人民群集し力役月餘にして新路二十八町二十間を作る。未だ全く急坂を平易ならしむるに至らずと雖も、嶮難を避けて往來至便を得たり。

電信架設

かゝりし程に驛遞局にては沿道に電信線を架設し、主要驛に電信分局を置き、更に御通輦當日は御休泊地に一時假分局を開くこととなり、その爲必要な人家・人夫を準備すべきやう移牒し來れり。さて御臨幸も近づきたれば六月中旬より縣掛官多くは中津川驛に集り、兩三名長野縣松本及び本山驛に出張して御途中の御模様を承り通報しつゝ萬遺漏なきを期せり。

車駕御進發

車駕六月十六日東京赤坂假皇居を發したまふ。伏見宮を始め太政大臣三條實美・參議山田顯義・宮内卿德大寺實則・侍從長米田虎雄・侍從富小路敬直・同北條氏恭・同東園基愛・同荻昌義・同堀河康隆・同西四辻公業・同片岡利和・同藤波言忠等三百餘名供奉す。この他參議伊藤博文・同寺島宗則・内務卿

松方正義・文部卿河野敏鎌等或は先發或は後發して供奉の列に在り。この他御用物運搬の爲め通し人足約八百名列後に在り。

山梨縣御巡幸

車駕暑熱を冒して新宿驛より甲州街道を進みたまひ、八王子^{御泊}上野原^{日十七}笹子^{日十八}を経て甲府^{日十九}に到り、二十日山梨縣廳に臨御し政績を視たまふ。

木曾路通御

御駐輦二日、同二十二日御進發、菅原^{御泊}金澤を経て長野縣に入りたまひ、上諏訪^{六月十三日}松本^{六月十四日}に次し、更に御車を木曾路に進めたまひ、本山^{六月十五日}福島^{六月十六日}を経て、二十七日三留野驛に到りたまふ。

縣令天機奉伺

是日小崎縣令大井驛出發、三留野驛行在所^{御泊}へ參向し、天機を奉伺し隨行員七等屬磯野重述をして御通輦沿道地圖並輦道驛村略記各三百部を供奉内務省へ進達せしめ、併て行在所御門通行鑑札を供奉宮内省へ差出さしむ。

第三章 落合御小休

六月二十八日快晴。今朝縣令小崎利準車駕奉迎の爲め六等屬齋藤信を帶同して落合驛出發、長野縣下馬籠驛へ出張す。縣大書記官斯波有造及び御先導警部其の他御用取扱方一同また濃信國界まで出張して御着輦を迎へ奉る。輦道は警部、巡查を督して御警護申し上げること嚴重なり。午前十時

縣令御出迎

天皇御板輿に召させられ馬籠御小休所へ着御、暫時御休息あらせ給ふ。縣令參候天機を奉伺し、車駕奉迎の歡を奏す。やがて御發輿につき、小崎縣令、長野縣縣令檜崎寛直と交代して、供奉御警衛申し上げ縣界に到る。〔從是西一里一町十二間七寸惠那郡落合村地内〕標木。こゝに斯波大書記官・警部・惠那郡長山村良貴、御用取扱方一同と共に奉迎し、警部交替御先導申し上げ奉る。

落合御着

天皇御輿に召したまひ、御機嫌うるはしく〔十曲嶺從是下り坂十六〕建の峻坂も事無く過ぎさせたまひて〔落合川下桁橋〕を渡御す。左に〔湯舟澤道〕〔落合岩址從是東五町許天正年中遠山氏〕築ク後武田勝頼が爲ニ陥落ス等の建札あり。ついで落合驛に入りたまひ、御小休所井口五左衛門方へ着御す。時に午前十時半なり。御用掛縣官郡吏等門前に奉迎す。落合驛連檐七十餘戸、軒頭に國旗を掲げ、村民一同堵列して未曾有の盛儀を拜し奉る。鹵簿の次第確に記憶する者として無けれど、かれこれ見聞きたりて古老の語り合ふを聞けば、先づ本縣警部二名御先導馬騎、近衛騎兵につゞきて、騎兵御旗をかゝげ持ち、次ぎて近衛士官先驅、次に天皇御板輿に召したまふ、次に侍從侍補の官人騎馬にて供奉す。次に人力車にて徳大寺宮内卿・小崎縣令・三條太政大臣・山田參議等扈從、次に石井警視・三浦陸軍中將、次に騎兵を殿後にせり。之に續く列外御供の人々十數町にも連る。御召用の御馬車は白毛の逞しきアラビヤ馬二頭にて曳き、臨時近傍よりの人夫多勢にて援護しつゝ從へりといふ。

御小休所

御小休所井口五左衛門宅は舊本陣にて、驛の中央右側に在り。門を入れば、前庭泉水あり。式臺

新に御輿 臺を設く 玄關八 次に上段ノ間八 疊あり。この二室の右に隣り八疊二間あり、更にその右に連り前庭に隣りて居宅あり。當日門前左右に淨砂を盛り、左側に「御小休」の札を建て竹矢來をしつらふこと式の如し。玄關より白布を敷きて上段ノ間に至り、こゝに絨毯を敷き玉座を設く。その隣室を侍從の間とし、その表の室の隣に供進所を設く。之に連れる本宅座敷八を大臣參議勅任官の間とし、その次の間七を奏任官室・表二室各八を判任等外吏の休所とせり。便殿の壁・天井等は新たに白き紙を以て張り替へ、唯侍從室との間の襖岸岱筆のみ在來のものを用ふ。御着御に先だち供奉内匠課調度課にて玄關先に御紋章入紫縮緬の御幕を張り、玉座に美しき毛氈を布き、御椅子・テーブル等を備へ付れたり。便殿よりは落合川の谷を距て、巢山・十曲嶺を始め、木曾の山々を眺望して爽涼いはん方なく景情よろし。

御下賜

御休憩少時、やがて御發輿あらせ給ふ。此の時井口五左衛門へ金拾五圓、御膳水御用を奉じたる井口鶴堂へ金五拾錢、警視局御厩課休所塚田廣助へ金參圓、近衛士官休所塚田彌左衛門舊脇本陣へ金貳圓、近衛騎兵休所松原又右衛門へ金壹圓を下し賜ふ。

聖蹟現狀

落合御小休所井口五左衛門宅は惠那郡落合村八百四十番地にあり。同村の略々中央にて中仙道に沿ふ。その後居間を改造し、入口の門を移動したれども、御便殿に御使用相成りたる上段ノ間は依然舊の如く保存し、神祇を奉安し、平素洒掃の外濫りに出入せず、御休憩の光榮を長く傳へん

ことを期せり。因て火災防禦のため壁を厚くし屋根に土を塗りて其の上を瓦葺となし堅牢にせり。現今五左衛門の嫡男杉男相續して戸主たり。

第四章 中津川行在所

登路嶮難

落合驛より中津川驛に至る間一里餘、登路なほ嶮難なるを以て御板輿に召させ給ふ。道を左に折れて驛を離るれば「向町坂」登り一町や、緩なり。「落合五郎兼行靈社」北半町程にあり、此邊その宅地と云ひ傳へ杉の大樹あり。「與坂」登り四町十三間、下り四町四間嶮なり。「從是西二十六町四十四間一尺五寸惠那郡中津川村地内」となる。「小野川橋長」(橋坂登一町半下二)「地藏堂坂」(地藏堂橋長四)「上金坂」(登三十)「平坂」(登三十)を上り「茶屋坂」二町十二間の急坂を下れば「淀川橋長四」あり、中津川驛なり。御途中事なく午前十一時二十分着御、縣郡官吏並に戸長岩井休助・御用取扱方一同、村民と共に奉迎申し上げ。龍顏殊に麗はしく行在所森孫右衛門方へ入御あらせたまふ。瀬戸苗木の人夫八十人馬籠驛より列外に加はり御馬車・御用物等の遞送に加はり従ふ。

中津川行在所

御晝行在所森孫右衛門宅は中津川驛の中央、國道の左側に在り。門を入れば玄關十二疊間に連りて八疊間二室あり、之に並びて十二疊間・六疊間・八疊間連り、奥八疊二間中庭に面す。更にこの右に連りて十七疊間・六疊間・六疊間あり。玄關に連る八疊間を侍從室に宛て、奥八疊上段ノ間を便殿

供奉員休所

とす。その隣八疊間を大臣參議勅任官室とし、その表八疊を奏任官室とす、何れも襖をもて距てり。供進所、内膳課、調理場はそれに連れる三室を用ひ、判任官等外吏室は離座敷を充てたり。當日門前に淨砂を盛り「行在所」立札をなし、玄關より便殿に至る間白布を敷く。御着輦に先だち供奉係官玉座を鋪設すること例の如し。玄關十二疊の間に後光明天皇宸筆御製和歌一軸(間半兵衛所藏)徳川齊明書一軸同上書狀一通(市岡政香所藏)其他、數品を陳列して天覽に供し奉る。

行在所御用並に供奉員休所御晝賄準備等は縣御用掛三四名、郡御用掛員阿部敬儀(土岐正徳調度)及び上田良均・鈴木萬介等分擔し、戸長岩井休助・御用扱人勝野七兵衛・勝野吉兵衛(森孫右衛門・間平兵衛・間奎右衛門・酒井源四郎御宿)高木瀧治郎・肥田九郎兵衛・成木來助(大屋定一木)中川萬兵衛岩井休助(諸務)等と共に當る。供奉員休所左の如し。但伏見宮貞愛親王は山岡内務少輔等を隨へて木曾山林御巡視を爲されたれば夕刻御着御泊り、寺島參議(第二)は後發にて參着せず。(人員は隨行をも總計す)

符號	官名	人員	町名	宿主	符號	官名	人員	町名	宿主
第一號	太政大臣護衛官	二六	新ノ町	菅井弘助	第五號	内務書記官	七	新町	仙藤斧藏
乙第一號	伏見二品宮	同	同	間半兵衛	第六號	驛遞官員	八	本町	村田恒吉
第二號	參議	下町	大屋定一		第七號	警視以下	一〇	淀河町	勝野吉兵衛
第三號	參議	一一	新町	菅井守之助	第八號	大藏書記官	一一	横町	間武右衛門
第四號	内閣書記官	一六	本町	肥田九郎兵衛	第九號	陸軍中將	九	本町	岩井久助

第二十	號	式部	助	二	新町	高木瀧次郎	第二	御	三	同	八	後藤榮助
第十九	號	同	出納課	四	同	小木曾森七	第二	同	八	同	八	橋本爲十
第十八	號	同	書記官	三	本町	小川市左衛門	第二	同	八	同	八	佐藤幸右衛門
第十七	號	同	宮内少輔	三	新町	高木善兵衛	第一	宮内	二	同	八	酒井哲四郎
第十六	號	同	宮内卿	四	淀河町	勝野七兵衛	第一	同	八	同	八	菅井九三
第十五	號	同	兵	四	本町	田口長兵衛	第一	同	八	同	八	
第十四	號	同	騎	四	本町	中川萬兵衛	第一	同	八	同	八	
第十三	號	同	同佐尉官	二	横町		第一	同	八	同	八	
第十二	號	同	同	二	新町	森孫一	第一	同	八	同	八	
第十一	號	同	侍	七	本町	間左右衛門	第一	同	八	同	八	
第十	號	同	侍	七	新町	赤井重助	第一	同	八	同	八	
第九	號	同	侍	五	同	間爲之助	第一	同	八	同	八	
第八	號	同	侍	五	同	赤井重助	第一	同	八	同	八	
第七	號	同	侍	五	同	赤井重助	第一	同	八	同	八	
第六	號	同	侍	五	同	赤井重助	第一	同	八	同	八	
第五	號	同	侍	五	同	赤井重助	第一	同	八	同	八	
第四	號	同	侍	五	同	赤井重助	第一	同	八	同	八	
第三	號	同	侍	五	同	赤井重助	第一	同	八	同	八	
第二	號	同	侍	五	同	赤井重助	第一	同	八	同	八	

午後一時御發轅あり、御馬車に召させたまふ。この時金貳拾圓及び白羽二重一匹を森孫右衛門へ御膳水御用吉田瀧藏へ金五拾錢を下賜せらる。中津川村は戸口四百三十九軒・千七百三十七人、當郡の大邑にして商家連檐し、信州木曾・飯田に通ずる咽喉に當り、市況や賑かなり。この日每家

皆國旗を掲揚して奉迎殊に盛んなり。興風學校の兒童三百六また門前近くに整列して鹵簿を拜す。中津川行在所森孫右衛門方は惠那郡中津町大字中津川千九百二十三番地にて現に孫右衛門の嗣子虎雄家督を相續して、その建物を保存せり。御座の間は平素特別の場合の外使用せず、鄭重に取扱ひ光榮を永世に傳へんことを期したりしが、最近家運の變動に伴ひ、次第に維持困難となりつゝあり。「行在所」札御下賜金包紙等を保存せり。

第五章 茄子川御小休

中津川驛の西郊に出つれば【式内中川神社】【式内惠那神社】の木標あり、建札にその所在由緒を録す。左に「惠那嶽從是東南登四里、濃信兩國ニ」【德ノ城古址從是東南凡二十町、天正中甲州武田氏ノ爲陷落ス】【横田藤三郎元綱墓從是八町字實戸ニ在リ、元綱ハ下野國芳賀郡眞岡住人、元治元年甲子年勤王ノ爲水戸藩士武田伊賀ニ屬シ西上ノ時信州和田嶺ニ於テ松本諏訪兩藩ノ兵ト戦ヒコレヲ破ツテ功アリ然レトモ重傷ニ係リ終ニ割腹ス、武田伊賀其首級ヲ持來リ當驛有志者ト謀リテ此地ニ葬ル行年十】右に「苗木城址」を遠望す。城は是より西北一里苗木村に在り、建武の頃築城遠山氏數世之に居る。天正の末河尻肥前守城代關治兵衛、慶長五年より遠山久兵衛友政コノに復し、十三世遠山友祿明治維新の際版籍奉還、同四年七月廢藩置縣、同十一月廢縣に依り城郭を毀ち官林となる。苗木村は市坊ありて當國名邑の内なり。「中津川橋」を渡れば【從是西十八町十二間三尺五寸惠那郡駒場村地内】「石屋坂」を登れば駒場村戸長中村部部落なり。更に「米田川」を渡り「枳棋坂」を登ること一町

餘嶮し。乃ち村民十名御馬車の後押しを爲し奉る。【從是西二町四十七間三尺惠那郡手賀野村地内】
 「兼松坂」を下り、手賀野村部落戸長岡本利兵衛に入る。【會所澤坂】を登り「牛洞坂」を下れば【從是西三十一町十八間五寸惠那郡千旦林村地内】「小石塚坂」の嶮を下り「深澤川」「六地藏川」「塔之須川」を過ぎ千旦林村戸長向井七兵衛に入る。千旦林小學兒童五十人村民等奉迎す。是より「乾林坂」を登り「三ツ屋坂」の急坂を「三ツ屋川」に下り、更に「岡田根坂緩」「坂本坂」を登る。【從是西十七町二十四間一尺五寸惠那郡茄子川村地内】となり、坂本坂の嶮を下れば「坂本川」あり、「坂本古驛」はこの邊なりといふ。【飛驒道】右へ岐る。

茄子川着御

沿道人家次第に多く、拜觀者も亦その數を加ふ。やがて茄子川村御小休所篠原長八郎宅に着御あらせたまふ。時に午後二時三十分なり。縣郡掛官・戸長篠原利兵衛・御用取扱方篠原長八郎・鈴村平五郎等、村民と共に奉迎す。

御小休所

御小休所篠原長八郎方は國道筋左側に沿ふ。御用を承はることなれば表門・扉とも改築し、玄關先に新たに式臺を設く。玄關に連りて八疊ノ間あり廊下を以て中庭泉水に向ふ。當日こゝを便殿に充て玉座を設け、玄關六疊ノ間を侍從室とし、之に隣る八疊間二室の内、表の方を供進所とし、奥を大臣參議勅任官の室とす。奏任官・判任官・等外吏室は之に隣る奥八疊間・中十二疊間・表六疊二間を充つ。門前・玄關・玉座の鋪設は例の如し。同家記録に、御殿以下は皆テーブル・椅子を用意す。氷

御茶・御菓子には皆縣廳より送らる。三條太政大臣は人力車にて先着、御待ちあり。天皇陛下には御馬車にて、馬はアラビヤ産の二頭立、御陪乗は米田侍從長、その御威光筆紙に盡す能はず。陛下には御休息の上、御立の際池の鯉に御目を留めたまひ、餌を進めよとの御事につき、意外のことにて用意等もなく有り合せの桶に蛹を入れ貝さじを附けて進め奉る。椽まで出御相成り御手づから餌を御遣し御輿に入らせたまふと云へり。

御下賜

御休憩少時、やがて御發輦あらせたまふ。この時宮内省より、篠原長八郎へ金貳拾圓、近衛騎兵休所鈴村平五郎へ金壹圓、警視局巡查休所木村辰藏へ金壹圓五拾錢、近衛士官御厩課休所仙藤莊右衛門へ金壹圓五拾錢を下し賜ふ。

聖蹟現狀

茄子川御小休所は惠那郡坂本村大字茄子川百四十五番戸篠原長八郎方にて、中仙道に沿ひ茄子川村落のほゞ中央に在り。當日御便殿に用ひられたる室は、前に文久年中にも和宮關東御降嫁の砌御小休あらせたまひし所なり。その他諸候參勤交替の節屢々宿泊せることあり。大正元年梨本宮守正王殿下御休泊第二回目相成り、特に御遺蹟は注意保存すべく御懇諭を賜はりたりといふ。同家は當地の素封家にしてこの光榮を空しうせざらんことに努めつゝあり。今も當日の記録と共に御小休札・御下賜金包紙等を保存記念せり。

誠治郎・市川鉦三郎・市川三之助・田中岩太郎・市川石松御用を承る。

當日驛家いづれも國旗を揚げ、軒燈を出し、隣村よりも集れる群集は路を挟んで堵列して奉迎盛儀を拜觀す。午後五時十五分御馬車着御、縣郡掛官・戶長・御用取扱方一同奉迎す。御機嫌うるはしく、行在所に入御あらせたまふ。縣令小崎利準參上、天機を奉伺す。仍て拜謁仰付られ、縣治に關する優渥なる御下問を賜はる。利準委曲對奏し奉り感激退下す。今夕管下人民の獻詠和歌七通詩文九を供奉宮内省庶務課へ進達し、乙夜の覽に供し奉る。

是日縣内士族就産の狀況外三件取調書を品川内務少輔宛供奉官へ開申すること左の如し。

士族就産ノ景況

本縣士族戶主現員三千四百一人、内他管ニ寄留スル者四百七十一人、其寄留者ノ就産如件ニ於テハ固ヨリ之ヲ詳カニスルヲ得スト雖、今在籍者二千九百三十人ノ現況ヲ通視スルニ其十分ノ二凡五百八十餘人ハ農商ニ從事シ、或ハ銀行ニ加入スル等概シテ恒産アル者ト謂フベク、其他ノ二千三百四十餘人ハ之ヲ二分シ、其一分凡千百七十餘人モ亦自ラ農工商ノ業ヲ營ミ自立ニ汲々タルモノ、如クナレバ、尙之ヲ誘導シ之ヲ保護セバ多年ヲ出スシテ確實ノ産ニ就クニ至ルヲ信ズ、而他ノ千百七十餘人中ニ於テハ官吏教導職又教員等ノ職ニ在ル者凡八百人ニシテ、剩ス所ノ三百七十餘人ハ目下飢餓ニ迫ルニ至ラズト雖、之ヲ措テ顧ミザレバ或ハ自活シ得ルヲ保シガタキ者ニ係ル

ヲ以テ、漸次之ヲ勸誘シ農ニ商ニ工ニ其業ニ就カシメンコトヲ欲スト雖、未ダ實際適應ノ方法ヲ得ズ、其他舊苗木藩元士族二百餘人ハ該藩改革ノ際強テ祿ヲ廢シ農ニ歸セシムルト雖、其法宜キヲ得ザルヨリ忽生計ノ道ヲ失ヒ、多年復祿ノ事ヲ請願スト雖法律ノアルヲ以テ允許ナカリシモ這回特典ヲ以テ士族ニ復セラレ、加之巨額ノ資金ヲ貸附セラレルニヨリ、現今專ラ就産ノ方法ヲ指授シ其實功ヲ遂ゲシメンコトニ着手セリ。

農商ノ數

管内人口八十三萬九千六百一人	<small>本年一月一日ノ調査ニ係ル</small>	中ニ於テ、農商及ビ半農半商ヲ概算スルニ左表ノ如シ。
農	商	半農半商
戶主	九千五百八十一人	二萬千百五十五人
子弟	十七萬千八百八十人	一萬千九百五十五人
同居	三十萬二千四百八十三人	三萬三千七十七人
合計	一萬八千六百二十五人	

米穀收得高及輸出入ノ額

明治十二年中管内米穀ノ收得及其輸出入ノ額ヲ概算スルニ、即左表ノ如シ。

收得高	他管へ輸出	他管ヨリ輸入
米	八十八萬六千六百石	四十萬石
麥	二十二萬七千八百石	四千五百石
雜穀	二十萬二千四百石	—

岐阜縣御通覽

水利土功殖産等ニ盡力ノ者

管下士民ノ内水利土功殖産等ニ關シ盡力セシ者僅少ナラザレドモ、其最著シキ者ニ至リテハ、未ダ具狀スベキ程ノ者ヲ得ズ。

本日西南の役の從軍勳功者付知村平民勳八等^{年金貳拾四圓}三浦松太郎・飯羽間村平民勳八等^{賜金五拾圓}熊崎文治行在所に伺候すべき筈なりしが、兩人とも他行の趣その家族より届出づ。仍て賜謁の光榮に浴すること能はざりき。

この日中津川村遠山林藏より祖母い^{滿八十}先年「御巡幸之節祝壽金頂戴仕冥加至極難有仕合ニ奉存候然ルニ今般輦道ノ傍ニ在リテ居ナガラ風輦ヲ奉拜候幸福身ニ餘リ、依テ手織ノ廉絹爲御禮、獻納仕度、尤獻品ハ不相成趣承知仕候へ共、如前陳次第柄モ有之候間、別格ノ思召ヲ以テ獻納相成候様御執成之程只管奉懇願候」とて手織絹一卷獻上方願出につき縣よりその旨供奉宮内省へ進達せり。乃ち奇特に思召され御嘉納の御沙汰あり、金七拾五錢を同人に下賜せられたり。

伏見二品宮は當日午後三時落合驛御着、井口五左衛門方にて御小休、同驛御出發の際惠那郡書記小倉胖之丞、長野縣屬官と交替して御先導申し上げ中津川驛間半兵衛方に御泊あり。品川内務少輔は午後七時落合驛着、六等屬齋藤佑案内して中津川驛に至り大屋定一方に止宿す。長野縣々令は中野村可知儀平治方、本縣縣令は同所可知鐸太郎方に宿す。

手織絹献上

西南役帶動者

伏見宮中津川御泊

供奉員分宿

本日供奉員大井驛分宿左の如し。この他地方巡査は長國寺^{大長榮寺中野}その他町家に分宿せり。又通人足五百九十五人も御所前、橋向等の民家に散宿す。

符號	官名	勅任	奏任	判任	其他	合計	町名	宿主名
第一號甲	太政大臣	三條實美	川瀬權少督	一	二	二四	堅町	古屋善平治
第一號乙							茶屋町	古屋二郎
第二號	參議	山田顯義				二〇	本町	古山兵九郎
第三號	內閣書記官	作間一介	伊藤巳代治	二	一〇	一四	同	高木善右衛門
第四號	內務書記官		櫻井能監	二	五	八	堅町	古屋さん
第五號	驛遞官員			四	三	七	本町	古山七右衛門
第六號	警視		石井鐵邦	五	四	一一	同	林良太郎
第七號	大藏書記官		三間正弘	三	八	一一	堅町	松田勝藏
第八號	陸軍中將	三浦梧樓	大谷靖	一	四	八	本町	古山久藏
第九號	陸軍佐尉官		勝田少佐等	一	四	八	同	松浦三郎兵衛
第十號甲	同		大迫少佐等	一	一	二	同	松浦三郎兵衛
第十號乙	同		山田少尉等	一	六	一一	同	松浦三郎兵衛
第十一號	騎兵		四人	四	三	四	同	横山儀八
第十二號	宮内卿	德大寺實則			三	四	本町	古山利三郎

竹折御小休所

御下賜

西二十四町二十間四尺惠那郡中野村地内中野村戸長可知儀平治は下町・中町連檐六十餘戸、毎戸國旗を掲揚して祝意を表す。非常御立退所はこゝ下町の左側に在り。志誠小學生徒八十人亦村民と共に輦路に堵列して盛儀を拜す。楨ヶ峯峠の登り口近く、左に〔西行硯水〕、右に〔西行法師塚五輪石塔アリ〕などの建札あり。やがて輦路は左へ中仙道と分れて下街道に向ふ。これ本年五月各村有志者協力して改修せる新道にて廣湫坂あれど緩にして易し。〔從是西中仙道十二町二間下街道一里九町十三間惠那郡竹折村地内〕の標木あり。行程大井より一里十七町にして竹折御小休所遠山治郎平方に着御、御小休あらせたまふ。時に午前九時なり。掛縣郡官吏・同村戸長遠山長右衛門・御用取扱方一同、村民と共に奉迎す。

竹折御小休所遠山治郎平宅は楨ヶ根坂下、下街道筋竹折村の入口右側に在り。縣御用掛員大井驛に滞在し、こゝの準備をも督す。郡御用掛亦同村戸長遠山長右衛門・御用取扱方遠山治郎平・遠山鶴吉・足立悦治等と共に御小休所諸設備に當る。先づ本宅の街路椽側に式臺を作り、表十疊ノ間を侍従室、その奥八疊ノ間裏庭泉水に面すを便殿として玉座を設く。又次の表八疊間侍従室右を皇族大臣參議勅任室とし、中五疊半ノ間を供進所、奥六疊ノ間を奏任官室、次ぎの表八疊ノ間を判任官室に充つ。御着輦に先ち、供奉調度課内匠課にて玄關・玉座を鋪設す。

御休憩少時、やがて御發輦あり。この時御小休所遠山治郎平へ金貳拾圓を、御厩課並警視巡查休所伊藤市右衛門へ金貳圓を、近衛士官休所遠山長右衛門へ金壹圓を、近衛騎兵休所遠山鶴吉へ金壹圓を下し賜ふ。係員一同整列して御車を送り奉る。

聖蹟現狀

竹折御小休所は惠那郡武並村大字竹折五十四番地遠山治郎平方にて下街道の右側に沿ふ。御便殿に御使用相成りたる座敷は鄭重に保存し來れり。御下賜金を以て記念の床置を購入し「御小休」札と御茶料包紙御水引と共に保存してこの光榮を記念せり。治郎平は行在所たりし建物を保存する爲大正五年より六年に亘り別に家屋一棟を新築して常住の所とし、御聖蹟保存に努めたり。近時家運頓に傾きたれど御便殿たりし建物は舊の如し。

第八章 釜戸行在所

土岐郡巡幸

輦路は竹折より土岐川と交互し、是より〔柳橋坂〕〔上野坂〕〔宮前坂〕などあれど何れも下り緩かなり。〔土岐川宮前橋長二十間八間〕を過ぐれば字〔宿〕の小部落あり、〔西坂〕を下り、やがて〔土岐川西ヶ橋〕を渡れば〔從是西一里二十二町三十一間土岐郡釜戸村地内〕に入る。〔櫻木坂〕を上げば〔櫻之木立場〕あり、下り約一町左りへ〔新道一町二十六間今年五月開〕を進めば〔御湯澤〕あり、その水源に〔大島冷鑛泉〕湧出す。この邊字大島なり民家何れも國旗を掲げ老幼道を挟みて堵列奉迎す。左の方にかの夫木集に、みのゝ國かまごの山の日暮れば煙り絶えせぬ歎をぞしる、など詠める〔釜戸山〕を眺めて進む。やがて釜戸村の内字町屋に入る。この地小川兵藏方を御晝行在所に充て奉る。行程竹折より一里二十二町餘なり。

釜戸御着

御畫行在所

御下賜

供奉員賄所

岐阜縣御通聲

午前十時三十分行在所着御・縣郡掛官・戸長鈴木治平・御用取扱方保母與一郎・小川申三郎・小川鶴平・小栗壽一・小栗瀧三郎・梅村七右衛門・保母仁兵衛等、村民と共に車駕を奉迎す。誠之小學生徒五十人亦堵列して盛儀を拜す。

行在所小川兵藏方は釜戸村大字町屋に在りて、下街道の右側なり。道に面して小門あり、之を入りて中庭あり、正面に玄關^八その左に六疊間^{表座}その奥に八疊間^{奥座敷大床あり}、共に廊下を以て中庭に面す。當日玄關側表座敷を侍從室に、奥八疊座敷を御座所に充つ。玄關より直ぐに續ける六疊間を皇族大臣參議室に、その隣り六疊間を供進所に、玄關脇六疊間を奏任官室に、その隣室八疊間を判任官室に、之に隣る三室を内膳課、調理場、縣官詰所に充つ。御小休札、玄關、玉座の鋪設等は例の如し。御膳米は當所收穫米を精選し、玄米二斗一升を丁寧に搗き上げて一斗四升を得、五升五合を撰上米^{内二升釜戸村御膳米・三升とし}殘八升五合^{内七升多治見村御送りを豫備となせり。}

午後零時二十分同所御發聲、この時小川兵藏へ金參拾圓を、御膳水御用を奉じたる鈴木治平へ金五拾錢を下し賜ふ。

供奉員賄所左の如し。この他縣令書記官等は大島梶田秀三郎方、警察官は町屋鈴木歌平・西尾幾治・櫻井鉦治・多賀神社拜殿・八幡神社拜殿・伊澤兼太郎方にて食事休息し、人足約六百名は天猷寺にて午食を取りて休息せり。

符號	勅任官	奏任官	判任等外・兵卒・從者	計	字名	賄所
第一號甲	三條太政大臣		二	二〇	二三大島	小栗彌藏
第一號乙	伏見二品宮	淺田御用掛	一	三	六町	鈴木紋左衛門
第二號					公文垣内	保母一
第三號	山田參議		三	一二	一六大島	小栗壽一
第四號		作間内閣大書記官伊藤太政官權少書記官	二	一二	一六町屋	鈴木治平
第五號		櫻井内務權大書記官	二	五	八公文垣内	河合玉三郎
第六號			四	三	七町	溝口藤次郎
第七號		石井・三間警視・高崎警視補	四	四	一一同	後藤鐵二郎
第八號		大谷大藏少書記官	三	八	一二同	小栗與右衛門
第九號	三浦陸軍中將	勝野少佐香川大尉	一	四	八同	梅村七右衛門
第十號		大迫少佐等十一名	一	一一	二三町	保母文右衛門
第十一號甲		山岡中尉等二名	一	七	一〇同	同
第十一號乙			二	一九	二一同	福岡市五郎
第十一號丙			一	一〇	一一同	安藤覺平
第十一號丁			一	八	九同	水野四郎兵衛
第十二號	德大寺宮内卿			三	四大島	成橋宮治
第十三號	土方宮内少輔			二	三同	同

第十四號	香川大書記官兒玉橋大書記官足立少書記官	六	八	一七町屋	小川鈴一
第十五號甲	丸岡式部助	一	二	四公文垣内	保母與一耶
第十五號乙	小西四等掌典	一	三	五同	後藤新右衛門
第十六號	米田侍從長侍從七名	二	二	一二町屋	小川兵藏隱居
第十七號	伊東一等侍醫	四	五	一一町	小川治郎平
第十八號	岩佐二等侍醫	四	五	一二町屋	小川兵藏隱居
第十九號		五	七	一二町屋	小川兵藏隱居
第二十號		三	三	六同	同
第二十一號甲		二	四	六町屋	藤田佐市
第二十一號乙		一	六	七同	藤田清兵衛
第二十二號甲		一	七	八同	鈴木桂治
第二十二號乙		一	七	八同	藤田光右衛門
第二十三號		一	七	八町	小川錢助
第二十四號甲		五	八	八同	小川源六
第二十四號乙		四	六	一〇町	水野源藏
號外ノ一	池原御用掛	一	三六	三六同	保母鐵三耶
號外ノ二		一	四	二大島	安藤政次耶
				四大島	成橋市右衛門
					牧野惣右衛門

聖蹟現狀

登路や、平易

釜戸行在所は土岐郡釜戸村大字町屋百六十八番戸千四百五十七番ノ一小川兵藏方にて、現にその嫡子興三家督を承け、表門玄關庭園玉座ノ間等當時の儘鄭重に保存しつゝあり。園中の泉水にはその時鯉の大なるもの十數尾を放養せるか御目に留り、椽先にて御手づから餌をたまはり御興を催させたまへりと、家人も光榮を語りつぎ居れり。記念として「行在所」札・御下賜金包・關係書類等を保存す。

第九章 土岐御小休

釜戸行在所より土岐驛に至る間一里十町餘あり。この度新に出來したる「土岐川大橋長二十五間幅二間半」より「新道長三町二十二間今年五月開」を過ぎ、「大岩坂」を登れば「從是西一里七町三十四間四尺土岐郡土岐村地内」となる。「名瀧坂」「地藏坂」等あれど、道路次第に平易となり、鹵簿安らかに西行す。「土岐町」は外町下夕町、連檐五十餘戸、皆國旗を掲げ、堵列して奉迎す。「郷社諏訪神社」の前より「新道長三十間」を開く。右側の山上に「鶴ヶ城址」あり、土岐氏の古城址なり。驛を出づれば土岐小學兒童百八人整列奉迎す。「木暮坂」を下りたるどころ、こゝも亦「新道長四十間」を作る。この邊左方に土岐川を距て、「櫻堂藥師弘仁創建ノ巨刹ト云今僅ニ一堂ト二王門ノミ存ス」を眺め、又小丘の彼方南一里餘の「小里城山」をも望むべく眼界や、開けたり。「牛塚坂」を「大洞澤」に下り「上市場坂」を登れば一日市場の聚落となる。土岐町より十五町餘なり。

御小休所

この地に御小休あらせたまふ。時に午後二時半なり。戸長安藤茂左衛門・御用取扱方鶴角次・日比野里六・安藤音吉等、村民と共に奉迎す。

土岐御小休所安藤茂左衛門方は土岐村字一日市場六十八番戸にて、下街道の左側なり。道路に沿へる表門を入り、右手に冠木門あり、之を入れれば中庭あり。左方庭に面して座敷二室十疊及び十二疊半あり。奥十二疊半の間を御座所に充て、次十疊間を侍従室とす。この二室の背面に九疊・八疊の二室あり、皇族大臣參議・勅任官室とし、その他は之に續ける居室の諸室を充つ。さて茂左衛門の記憶するところに依れば、當日門前に日章旗を交互し、側らに芝土を築き「御小休」の札を建て青竹にて圍ふ。こゝより中門内玄關前まで白砂を布き箒目を立て、中門より玄關までは更に砂上に新菴を布く。御着輦に先たち供奉員、菊花御紋章入幔幕を門内左右に張りて玄關に至り、玉座には毛氈を布き御椅子テーブルを置く。行在所周圍は凡十間毎に巡查を配置して警戒し、拜觀人は門前左右に整列して御着輦を待ち奉る。午後二時頃先驅の警部人力車にて着し、やがて喇叭の音聞えて鹵簿到る。一同最敬禮の中に風車靜かに駐り聖上御機嫌うるはしく便殿に入御あらせたまふといふ。氷及び御茶菓を奉ること式の如し。

御下賜

御休憩少時、御發輦の時安藤茂左衛門に金貳拾圓を、近衛士官休所片山房次に金壹圓を、御厩課警視巡查休所安藤音吉に金參圓を、近衛騎兵休所鉢形昌齋に金貳圓を下し賜ふ。

聖蹟現狀

土岐御小休所安藤茂左衛門方は土岐郡土岐村字一日市場六十八番戸にて、下街道左側に沿ふ。現に嗣子坦家督を相續し、舊時のまゝ保存し、平素洒掃に注意し猥りに使用せず、光榮を永遠に傳へんことを期せり。御小休札御下賜金包紙をも保存す。

第十章 高山御小休

土岐御進發

輦路は一日市場より「土岐伯耆守館址從是南一町ニ在リ今如」「土岐頼貞墓從是南凡七町土岐村字市原ニ在リ五輪塔」などの建札を左に眺め「原坂」を下る。「從是西五町三間二尺土岐郡寺河戸村地内戸長近藤久左衛門」「不動澤」「從是西十三町十六間一尺土岐郡戸狩村地内戸長加納喜三郎」となる。沿道村民竝に遠山小學生徒五十人等奉迎す。「迫間川」を渡れば「從是西十一町二十一間四尺五寸土岐郡山野内村地内戸長松原茂助」に入る。やがて「土岐川和合橋長十半幅六間」を渡れば「從是西三町十二間三尺五寸土岐郡小田村地内戸長有賀徳治」やがて「從是西十六町十一間一尺土岐郡肥田村地内戸長伊納勝三郎」に入る。「和合坂」を下り、「飛刎坂」を避けて「新道長四町十間餘」を通す。「肥田川土橋長三十間幅二間半」を渡れば「從是西十一町十五間土岐郡淺野村地内戸長齋木右平」にて「淺野判官光行宅址從是南一町字周リ」あり。「豎溝川」を越ゆれば「從是西十町五間土岐郡高山村地内」なり。沿道各村民、戸長と共に車駕を奉迎して盛儀を拜觀す。

是日午後三時高山村着御の際、豫て有志者の協議を以て村の東入口路傍南宮神社境内に假工場間

製陶天覽

十間奥を設け、本郡の主産業たる陶器製造の有様を叡覽に供し奉る。乃ち神戸峰三郎土漉をなし、山中友七、山中直助製作し、削り手安藤辨九郎・模型師時岡莊七その形態を整へ、川本榮次郎之に繪畫をつけ、田中駒吉・深萱七藏エンゴ積入をなす。又山中玄よう・伊藤そで兩女は種々の器物形態を作る。北條三野夫・土屋吉三郎・田中萬平製作順序方法等につき侍従を介して御答へ申し上げたり。聖上御機嫌うるはしく暫らく御車を駐め給ひて御覽あらせらる。産業御獎勵に深き思召あらせ給ふ大御心の程一同感激殊に深し。後一同に金一封壹圓八拾錢を賜ふ。

御小休所
次いで御小休所深萱英次宅着御、縣令書記官門前に奉迎す。御馬車停るや侍従先づ青地錦にて装へる御劍・御璽を捧持して先行、次いで聖上出で立たせたまひ、玉歩ゆるやかに入御あらせたまふ。戸長深萱善六郎・御用扱人深萱英次・神戸平七郎・長瀬長平、縣御用掛の指揮を受けて何くれと準備す。當家は街路に面せる門を入り右に玄關あり、之に續きて八疊・六疊・十疊三室あり、侍従・奏任・判任の室に充つ。八疊間從侍の左に十二疊間ありて、九尺の床・九尺違棚、床脇に付書院あり、庭園に西面して板縁あり、こゝを便殿とす。壁を隔て、廊下續きに八疊間あり、こゝを皇族・太政大臣室とし、之に隣れる十疊を供進所と爲せり。門前玄關等の鋪設、玉座御飾付等大略前に同じ。御卓子は黒色漆塗にて蒔繪あり、青地錦の卓子掛をかけ、御煙草盆純銀手爐形 唐草透影蓋 香爐純金唐草透影蓋付置かる。各室の床には當地山中友吉製出するところの陶製花瓶に時の花を挿し飾りつけたり。玉座の間には純白のもの、

御下賜

他は緑色黒縁長砂黄あるものなり。

少時御休憩の後御發駕あらせ給ふ。此の時深萱英次に金貳拾圓を、御膳水御用皆川高庵に金五拾錢を、近衛士官休所神戸平七郎に金壹圓を、近衛騎兵休所深萱善六郎に金貳圓を、御厩課警視巡查休所松原政吉に金參圓を下し賜ふ。

鹵簿列次

さてこの度御通輦鹵簿列次につきては正しく記したるもの無けれど、拜觀者の覺書又は記憶を綜合するに大略先年御巡幸のときに同じきが如し。但し上御一人御馬車に召したまひ隨員侍従以外の文官は人力車を用ひたり、其の列次大略左の如し。

- | | | | | |
|-------------|------|-----|----------|------|
| 岐阜縣二等警部川俣正名 | 近衛騎兵 | 同 | 御旗 | 近衛士官 |
| 岐阜縣五等警部杉本義定 | 近衛騎兵 | 同 | | 近衛士官 |
| 上 | 侍 從 | 侍 補 | | |
| 御馬車 | 侍 從 | 侍 醫 | | |
| | | | 宮内卿德大寺實則 | 宮内官員 |
| | | | | 岐阜縣令 |

太政大臣三條實美

參議山田顯義

中警 視石井邦猷

陸軍中將三浦梧樓

内閣書記官

拜觀者堵列

内務書記官

近衛士官

騎兵

同

騎兵

さて木曾路より本縣に入りては沿道の民家聚落次第に多く、拜觀者堵の如し。蓋し龍駕をこの僻
険險路の地に奉迎することを得たるは、實に國初以來未曾有の盛事なれば、老幼を扶助し遠近子來
して路傍に座拜し、昭代の恩澤に浴して歡喜の涙に咽ぶ。供奉の山田參議は感激の餘り七絶を賦し
て云、聖躬親欲訊民憂、不厭暮煙朝露稠、閱盡岐蘇嶮難地、錦旗今日入濃州と、こは「陪輦途上作
顯義」と署し今も高山御小休所深萱英次方舊御座の間に額面として掲げ居れり。

聖蹟現状

高山御小休所は土岐郡土岐津町大字高山五百八十四番地深萱英次宅なり。玉座の間は今尙舊時の
まゝ保存せり。當日玉座床ノ間に飾りたる當地製作の花瓶は御賞覽の上御買上の光榮に浴せり。
御前に差し上げたる煎茶器駐知村製
出通常品は御下賜金包紙御小休札と共に記念として當家に保存せり。御
發輦の際玄關先の松樹を御覽ありて「良き松なり」と仰せたまひたる由、洩れ承はりたる家人は之
より「天覽之松」と名づけ大切に手入をなし來れり。

當日の御膳水は同地一之洞慈德院境内の井戸より差し上げたり。同井戸も尙保存せられ、正三位
子爵陸軍中將鳥尾少彌太題字の碑を建てたり。

第十一章 土岐口御召換

神明坂

高山驛より西に進みて「明樂寺川」を過ぐれば【從是西一里二十六間土岐郡土岐口村地内】なり。
【妻木川】の新橋長六十六間幅二間
半今御幸橋と云ふを渡ればやがて神明坂・長坂の嶮路あり。曩に郡内諸村民協力して
字沓掛より左へ「新道長二十八
町二十間」を開く。坂路大に緩かになりて人馬の往來に便すと雖も、御馬車の
通御にはやゝ困難なり。

御召換

依つて是日午後三時三十分、神明坂東麓字沓掛の路傍明地に於て暫時御野立御休憩あらせたまひ
御板輿に召換させ御進發あらせらる。土岐口村戸長曾根善八郎等何くれと御用を承はる。この時小
栗甚四郎に御手當金貳圓五拾錢を下し賜ふ。御馬車は同村民三十名にて御送り奉る。

聖蹟現状

御召換所は今土岐郡土岐津町大字土岐口字沓掛千四百四十一番地にて、新道の右側小栗甚四郎居
宅に隣り同人所有空地約五
十坪に臨時構營したるものにて青竹の柵を回らし紫の御幕を張り御目障り
にならぬ様設備す。今甚四郎相續人宮市の家屋竝に附屬建物あり。同人方に今も「御召換」札を
保存す。大正八年町長青木達四郎永くこの聖蹟を保存せんが爲め、記念碑建設を首唱し諸有志と
謀り縣の助成金をも仰ぎ、元帥山縣有朋に「聖德無窮」の題字を請ひて花崗岩の石柱に彫り本碑
と爲し、從二位野村素介揮毫「明治大帝駐蹕之碑」竝に岐阜縣知事鹿子木小五郎撰文同白根竹介

篆額「萬古不滅」の副碑を建つ。文に云、

嗚呼此ノ地ハ明治天皇聖蹟ノ印スル所ナリ明治十三年天皇東山道ヲ巡幸シ給フ六月二十九日鳳輦此ノ處ニ駐マルコト三時餘里民聖蹟ノ湮滅セムコトヲ恐レ胥謀リ碑ヲ建テ不朽ニ傳ヘムト欲シ予ニ囑シテ之ヲ記セシム願フニ當時維新日淺ク百事倥傯道路未タ完カラス羊腸崎嶇行旅甚タ艱メリ一旦巡幸ニ因リ始テ此ノ道路ヲ改修シ庶民子來速ニ厥ノ功ヲ竣フ是ニ於テ交通ノ便大ニ開ケ僻陬ノ地亦文明ノ惠澤ニ浴スルコトヲ得タリ爾來四十有餘年蕭條ノ寒驛變シテ殷賑ノ區ト爲リ家給人足リ之ヲ疇昔ニ比スレハ全ク其ノ面目ヲ一新セリ里民天皇巡幸ヲ以テ東濃文化ノ曙光ト爲シ永ク聖恩ヲ紀シテ芳躅ヲ萬世ニ景仰セムト欲スルモノ亦宜ナラスヤ予不敏ト雖乏ヲ本縣ニ承ク乃チ喜ヒテ其ノ請ヒテ容レ謹テ之ヲ記スルコト此ノ如シ

大正九年十一月三日

岐阜縣知事正四位勳二等 鹿子木小五郎

こは大正八年十一月一日明治神宮祭日起工式を擧げ、爾來諸有志竝に町民殊に首唱者の熱心なる盡力に依り工事進捗し、同十四年四月三日白根知事臨場除幕式を行ふ。

第十二章 多治見行在所

新堅固坂

さて神明坂新道九町餘を上れば峠の頂なり、多治見の盆地を繞る丘陵低く起伏して前方に尾張平

多治見驛

野開け眼界廣し。これより下り約五町にて「大洞坂」あり。【從是西二十三町四十九間四尺土岐郡多治見村地内】となる。「鑄物師澤」の橋より更に「新堅固坂登四町六間緩」「新長坂下五町三十五間緩」の新道を経て本道に出で「小谷川生田橋」を渡り「下屋敷坂」を上り、やがて多治見驛に到る。

多治見村は戸數七百十三、人口三千三百十五、この内驛内連檐四百七十二戸千七百三十四人を數へ土岐郡役所あり、郡内に製出する陶磁器の集散地たるをもて市況やゝ盛なり。土岐郡長中村中・縣御用掛官・戸長加藤久次郎・御用取扱人西浦圓治・西浦源三郎・西浦清七・西浦萬平・西浦清兵衛・加藤太右衛門・加藤勘兵衛・加藤治郎兵衛・加藤豊助・加藤善兵衛・加藤角三郎・加藤利吉等協力して諸準備を爲し、御先發官の指揮を受けて行在所を字西浦西浦圓治方に、非常御立退所を字寺添養正學校に定む。御膳水は日比野源三郎方井水を選めり。

行在所

多治見行在所西浦圓治方は同村大字西浦に在り、陶磁器商を營み家富裕を以て聞えたり。されば宅地も廣大にて四方に土藏又は陶器荷藏を構へ廻らし、通用門を以てこれ等荷藏に通じ、居宅の一部より高屏もて内廓を限り、座敷・離座敷・庭園を圍む。表門を入れば右に居宅あり、正面に中門あり。中門を入れば庭園、右に内玄關あり、座敷に通すべし。御座所は離座敷に設くることなれば、中門より直に園樹の間を進ませ給ふべきやう新に檜の良材もて小門を造り、園内を分ち右に折れ樹石の配置面白く離座敷に至るべし。離は表に十疊二間、十二疊半間蓋面地板奥に十疊間あり、廻り縁を

玉座鋪設

具ふ。

さて奥ノ間を玉座に充つ、床・違柵あり、附書院あり、廣縁もて庭園に北面す。侍従供奉諸官員の室は表十疊間と座敷の諸室をもて充てたり。離座敷の縁には數多の岐阜提燈を釣りて、點火の準備を爲し、表門より中門に至る間には淨砂を盛り左右に幔幕を張り兩側に郡内各地の陶磁器を陳列して天覽に供する用意を爲せり。さて當日宮内省掛官にて表門竝に中門に御紋章入紫縮緬の御幕を張り、御座所には緋絨毯の上に更に一面に天鷲絨氈を引きつめ夫々の御調度品を備へ付けたり。

御着輦

かゝる程にやがて午後四時三十分、鹵簿肅々として行在所へ着御あらせたまふ。縣官・郡吏・戸長・御用扱人・養正學校生徒等一同御門前より輦路に沿ひて整列奉迎す。驛内は在郷より群集せる拜觀者竝に村内の老幼堵列奉迎する者衆く、毎戸國旗を飾り軒燈を掲げて祝意を表すること盛んなり小崎縣令竝に愛知縣令國貞廉平拜趨して天機を奉伺す。

祭糶料下賜

今朝御發輦の際特に片岡侍従を岩村に差遣し、一條信能の墓を檢視せしめ給ひしが、侍従夕刻多治見行在所に復命す。是に於て特旨を以て祭糶料金拾圓を下し賜ふ。

岐 阜 縣

故一條宰相中將信能承久ノ役王事ニ勤勞シ遂ニ身ヲ以テ國ニ殉ス其忠烈深ク御追感被爲在候美濃國惠那郡岩村ノ内字相原ハ墳墓ノ在ル所ニシテ近ク御巡幸ノ途ニ接ス因テ特旨ヲ以テ祭糶料金拾

圓下賜候條此旨相達候事

明治十三年六月二十九日

太政大臣 三 條 實 美

一條宰相

縣令即ち七等屬櫛田道古に命じて、之を岩村に傳へしむ。七月 從三位左中將一條信能は正二位權中納言藤原能保の男にて後鳥羽天皇に仕ふ。承久三年夏院應に候し、北條義時追討の謀議に參す。幕兵西上し官軍を當國各地に破り進んで京都に逼る。信能一軍に將として宇治川芋洗の渡を守りたるに軍利あらず、身また執へられて京都に送られ、次いで遠山左衛門尉景朝に預けらる。景朝幕命を受けておのが領地當國遠山莊岩村に伴ひ下り、八月十四日その首を刎ぬ、信能年三十二なり。郷人之を憐みその屍を刑地に瘞めて忠魂を祭りしか、後小祠を建て相原若宮八幡といふ。近世享保・天保の間祠前に石燈籠淨水盤等を寄進する者あり、每歲八月三日祭典を行ひ來れり。是より先既に吉野朝廷の忠臣には夫々追賞あり、此度この卿の誠忠をも賞したまひて、斯く御沙汰を賜はりしこと寔に天恩枯骨にも及びしこと、一同感激殊に深く、何れも歡び合ひて志氣を勵ませり。次いで行在所に於て縣官竝に沿道郡吏・戸長等御巡幸御用を奉じたる者に御酒饌料を賜ふこと左の如し。

酒饌料下賜

一金壹圓五拾錢 奏任官二人

一金貳拾貳圓五拾錢 屬官警部四十五人

第十二章 多治見行在所

御手當金下賜

行在所夜景

供奉官分宿

- 一金拾圓 沿道郡長及書記二十人
- 一金五拾八圓 等外吏巡查雇二百三十二人
- 一金參圓五拾錢 沿道郡役所筆生雇十四人
- 一金五圓五拾錢 沿道戸長二十二名
- 一金七拾五錢 遠山林藏祖母いじ
- 一金壹圓八拾錢 高山村陶器職工十二人

又西浦圓治へ金五拾圓及び縮緬一匹を、非常御立退所養正學校監事西浦源三郎へ金壹圓貳拾五錢を、御膳水井戸主日比野源三郎へ金壹圓を下し賜ふ。

本夕多治見村に於ては御旅情を慰め奉らん爲め豫め集め置きたる螢數千匹を献上し御座所近く園内に放ちて御輿を添へ奉る、明るき岐阜提燈と共に一しほ風情を添へたり。木曾路以來始めて賑々しき景況とて陛下特に御機嫌うるはしくましませりごぞ承る。

當夜供奉諸員の分宿左の如し。但この内當直にて行在所詰の者あり。

符號	官名	勅任	奏任	判任	其他	合計	町名	宿主名
第一號甲	太政大臣	三條實美	川瀬小警部	一	二〇	二二	小路町	西浦萬平
第一號乙	皇族	伏見二品宮	淺田御用掛		二	四	同	同人

第二號	參議								
第三號	參議		山田顯義	三	一〇	一四	東本町	加藤久次郎	
第四號	内閣大書記官 太政官書記官		作間大書記官 伊東書記官	三	一一	一五	渡邊町	加藤宗兵衛	
第五號	内務書記官		櫻井權大書記官	二	四	七		加藤佐喜次郎	
第六號一	驛遞官員			三	二	五	新町	加藤秀次郎	
第六號二	同			一	二	三	同	黒川俊茂	
第七號	警視		石井中警視	五	二	八	本町	西浦清七	
第八號	大藏書記官		大谷小書記官	三	五	九	山下町	富田和藏	
第九號	陸軍中將	三浦梧樓	勝田少尉 香川大尉	一	六	一〇	中町	加藤新右衛門	
第十號甲	陸軍佐尉官		大迫少佐・九鬼中尉等十一名	一	一一	二二	本町	高橋新助	
第十號乙	陸軍尉官		山岡中尉等三人		三	三	東本町	兒玉萬藏	
第十一號	騎兵					五〇		五軒分宿	
第十二號	宮内卿	徳大寺實則			二	三	白銀町	第四十六國立銀行	
第十三號	宮内少輔	土方久元			二	三	同	西浦仁三郎	
第十四號甲	宮内書記官		香川・兒玉・足立書記官		三	六	渡邊町	加藤文十	
第十四號乙	宮内屬			四	一	五	同	加藤龜太郎	
第十四號丙	同出納課			二	三	五	新町	奥村源藏	
第十五號	式部助		丸岡式部助 小西掌典	二	六	一〇	本町	西浦道太郎	

第十六號甲	侍	從	米田侍從長外四人	一	一	七	白銀町	西浦清兵衛
第十六號乙	侍	從	堀河・西四辻・片岡・藤波侍從	一	一	六	同	同
第十七號	侍	醫	伊東一等侍醫	四	五	一一	中町	加藤浦次郎
第十八號	內膳	課	岩佐二等侍醫	四	一	五	堀切町	加藤廣次郎
同	同				八	八	白銀町	加藤七兵衛
第十九號	調度	課		三	二	五	本町	西浦市兵衛
第二十號	內匠	課		三	九	一二	中町	加藤市三郎
第廿一號甲	內廷	課		六		六	本町	渡邊市兵衛
第廿一號乙	同			七		七	同	同
第廿一號丙	同			一	二	二		三軒分宿
第廿二號	宮內	屬		一	一五	一六	相生町	加藤莊七
第廿三號	御廩	課		五	八	一三		加藤貫一
第廿四號	同馬	丁		四	四一	四五	籠	分宿
號外一	文學御用掛		池原御用掛	一	一	四	中町	安藤榮助
號外二	印刷局			一	三	三	中町	加藤又兵衛

聖蹟現狀

多治見行在所は土岐郡多治見町二千四十一番地西浦圓治の宅を御使用相成りたり。同家はその後盛に製陶及び陶器取引業を行ひ製品の優良を以て著はれたりしが、却つて經濟不況に陥りたれば

勅使差遣

財産整理を行ふこととなり、行在所となりし離座敷及び表門ともに京都嵯峨の寶篋院に譲りて楠公菩提所となし同寺に移建保存せり。「行在所」札も建物と共に同寺に在り。行在所址は多治見町聖蹟保存會にて譲り受け、永く保存顯彰の道を講ずることとなりたり。

六月三十日小雨。早朝行在所に於て可兒郡久々利村八坂入彦命御墓に勅使差遣奉幣の儀御沙汰あり。供奉宮内省達に云

其縣下八坂入彦命御墓へ本日四等掌典正七位小西有勳ヲ勅使トシテ被差遣候條此段相達候也かくて供奉式部寮より通牒あり。

本日八坂入彦命御墓へ勅使被差立候付

幣帛料 金 七圓

神饌料 金 參圓

右御奉納相成候條次第書祝詞案御回し申候間御用意可有之此段及御通牒候也

依つて七等屬櫛田道古先導、即日參向す。又富小路侍從を遣して長良川の鮎を漁し、名古屋行在所に獻せしむ。縣令乃ち屬官を同行せしめ鶴匠を催して事に當らしむ。又山田參議に命し瀬戸に至り砂防工事並に窠業を視察せしむ。

今朝六時勅入等古田仙之助に拜謁を賜ふ。仙之助は多治見村の人、明治十年二月名古屋鎮台歩兵

賜謁者古田仙之助

多治見御發聲

にて西南戰役に從軍し、戰功を以て敍勳せられ年金貳拾四圓を賜はり、前年後備軍に編入せられたる軍人にて、特に召されてこの光榮に浴したるなり。

午前七時多治見行在所を御發聲あらせたまふ。縣令供奉、警部御先導等前日の如し。「土岐川橋幅六十一間」を渡れば、【從是西四町五十三間可兒郡長瀬村地内】となる。可兒郡長神谷道一、掛縣官並屬官戸長佐藤忠治郎等と共に橋頭に奉迎す。村民亦路傍に集合堵列して車駕を迎へ盛儀を拜す。審問小學校生徒^{八十}三人亦整列奉迎す。坦路やがて【從是西一里十二町十間二尺五寸可兒郡田中村地内】に至る。同村は池田町屋と中之郷村との新合村にて町屋連檐百二十八戸何れも國旗を掲げて祝意を表す。戸長小島伊兵衛・村民・苟新小學校生徒^{百二十}人等奉迎す。池田洞より坂路二十八町餘にして堺本坂の頂上に至る。これ愛知縣東春日井郡内津村との境界なり。坂を下りて内津村御小休所^{長谷川に定七宅}御小憩あり、此所にて本縣官、愛知縣官と交替す。次いで坂下行在所^{萬壽寺}御晝にて、午後三時二十分名古屋行在所^{東本願寺別院}に到り駐りたまふ。

八坂入彦命御奉幣

奉幣次第

當日 時使以下御墓前ニ參向ス

次御幣櫃ヲ門内ニ置ク

次神饌 洗米 酒 餅 魚 鳥 地方官奉任
海菜 野菜 菜 鹽水ヲ供ス

次地方官先ニ拜祝詞ヲ奏ス

挂卷母恐與

八坂入彦命御墓乃大前爾岐阜縣七等屬櫛田道古恐美^{母美}白^{久佐}今度四等掌典正七位小西有勳平御使止爲豆齋祭^其給^布賀^世故爾御食御酒魚菜種々乃物乎備奉豆仕奉^其給^布事^平聞食^世恐美^母白^須

明治十三年六月三十日

畢テ又ニ拜

次掌典補御幣ヲ執テ地方官ニ附ス

次地方官御幣ヲ御墓前ニ供ス

次掌典補祭文ヲ執テ使ニ付ス

次使參進先ニ拜祭文ヲ奏ス

天皇乃大命爾坐世挂卷母恐與此御墓乃大前爾四等掌典正七位小西有勳平使止爲豆白給^世波^白左^食國^止所知食須大八洲國乃此國々乎大親巡幸志見行志給^世爲^豆此所爾^至其^給布^賀故爾大前爾御幣帛奉利齋祭^其給^布事^平聞食^世恐美^母白^須天皇乃大命乎聞食^世恐美^母白^須

明治十三年六月三十日

奏シ畢テ又二拜

次各退出

八坂入彦命

八坂入彦命は人皇第十代崇神天皇の皇子にましまし、東濃開拓鎮護の功を爲したまひし御方にて御墓は久々利村の内大字大萱の地に在り。明治八年十二月宮内省より墓掌を置き、同十一年二月より同省諸陵寮にて管せり。供奉文學御用掛池原香釋昨日多治見よりこゝに參拜して、その著「美登毛能可須」に記して、「兆域東西十四間、南北十七間あり、御墓の上には檜の木のごもふりたるが、枝もしみゝに立さかえたり。其まへのかたに檜の木にそひてほうす榎といふもの、枝をかはしていと青くしけれり」といふ。

縣令拜辭

御進發

七月一日、名古屋御駐紮、雨なほ止まず。小崎縣令行在所に拜趨し天機を奉伺し御禮を言上す。この日行在所に於て酒饌を賜ふことあり、知事亦陪宴の光榮に浴して歸縣せり。

翌日天皇熱田神宮に御拜あり。是より御豫定の御日取にて三重縣山田に御巡幸あり、神宮に御親謁あらせたまふ。次いで京都に到りたまひ御駐輦數日、神戸より軍艦にて横濱に向はせられ、海路平安、七月二十日東京に還御あらせ給ふ。

第十二章 御 聖 德

人民愛撫

曩に本年二月天皇、地方長官を召見したまひし際、親しく勅したまはく「朕即位の初、祖宗の威靈に倚り太政を興復し、繼で郡縣の制を發し曠古非常の改革を行ふ。當時朕幼冲なるも、爾等臣僚と朝夕孜々する所のもの、未だ嘗て一日も國を安し民を利するにあらずんばあらず。爾等數年舉行する所、皆漸次に立憲の基を經始して朕が初志を暢達するの階梯進路なり。顧みるに維新以來百般經營の事、略其緒に就くも、前途程遠く未だ其効を終へず。人民新に變亂を離れ、教育の道未だ遍ねからず、士の學文ある者多くは産業無く、農商の資産ある者概ね知識に乏し、是皆爾等の知る所なり。朕常に在廷臣僚と遠く慮て深く謀る所の者は、國の政事の宜く歩を逐ふて進み漸を以て施し之を行ふに順序を以てすべし。爾等地方各官民情に通ず必ず朕が心を諒せん。地方施治の事一に擧て以て爾等に委す。士の恒産を得ざる者爾等之を勸導し以て其業に就かしめよ、農商の未だ教學に沾はざる者爾等之を薰陶し以て其知識を長せしめよ、人民の政論に熱心し大局を解せずして或は躁進過激に涉る者爾等之を訓告戒飾し、方向を誤らしむること勿れ。要之爾等廟議のある所を體し、人民を匡直輔翼し、以て朕が漸次に歩を進むるの志を賛けよ」と。次いで御躬ら大暑を冒して車駕を發し親しく治績を視たまふ。感激特に深し。沿道は何れも山峽の地にして峻阪峻路少なからず

御巡察

道途御艱難の程拜察し奉りて畏しともかしこし。

御道すがら山梨縣花咲驛にて機業の天覽あり、長野縣木曾妻籠驛附近の土砂留土工を御覽あり、本縣に於ては陶磁製作に驛を駐めて叡覽を賜ひ、或は士族就産の景況、農商營業の狀、教育進否の實況等を調査せしめ、或は忠孝義勇を褒彰したまふなど、到る處施政の實情を體はしたまひ民情を察し、國利民福につきて深く御軫念あらせたまふ。聖慮優渥、誰か恐懼感激せざらんや。

さて多治見行在所に於て天覽に供し奉れる陶磁器類の内若干及び岐阜提燈は御買上げの光榮に浴せり。産業御獎勵につきて深き思召に因るものと拜察し奉る。陶磁器は所謂美濃焼にて専ら土岐郡内及び可兒郡の一部に於て製産するところ、従前駄馬の背に托して名古屋方面に移出したるが、こは原料豊富かつ民間日常の用品なれば若し一層運送の利便を得て廣く他方に搬出することを得んか以て當地方の一大製産たるを得べし。適々此度特に下街道御通輦を機とし、道路橋梁を改修して大いに交通を改善することを得たれば、爾來販路の擴張に伴ひ地方産業の振興を見、殊に美濃焼の産額は累年増加して縣内三大工産の一となり、民その餘惠を蒙ること至大なり。交通改善のこと供奉文學御用掛池原香榊か「美登毛能敷」にも「横か根の追分といふに出で右は中仙道の本道、左は下り坂にて竹折に出る。すなはちこたびの道なるを坂路さがしければとて、今年の五月此あたりの里人のこゝろさしあるものごも相はかりて、新らしく道はり直していとよくなれり。往來たよりよし

産業御獎勵

恩澤流布

とて皆よろこびあへり。これのみにもあらず、處々にかくさまに道をつけ替て便りよくせしめしむすくなからず。これもこたび御車のことほらせたまふより、かくこゝろさしを合せておもひおこしとなりとて、民くさのよろこびたごふるに物なかりけり。こを思へばみくに巡りのいでましは、かたゐなかなどにむねとあらせたまふべきにや、このたぐひのことこれにも限らぬなるべし」と云へり。提燈は岐阜町にて製出するもの、その清楚高雅の情趣蓋し萬人の好尚に適すべし、御用を蒙りてより岐阜提燈の名天下に喧傳し産額また遽増するに至れり。

かくて恩澤の及ぶごころ單に交通産業のみにあらず、教育の進歩政治經濟の發達より百般の事皆これより面目を一新す。されば兩度御臨幸の盛儀は衆庶今に至りて景仰措かず、以て本縣新文化の濫觴となし奉ること眞に所以ある哉。

第十四章 東海道線通御

明治十三年以降に於いて 天皇、鐵道東海道線に由り沿道官民の盛んなる奉迎送裡に、本縣内を御通輦あらせたまひしこと次の如し、今簡單に附記せん。

明治二十年二月孝明天皇御式年祭に付海路京都に幸したまひ、同二十一日還幸の節皇后陛下と御同列、東海道線にて御東幸、圓城寺村に於て木曾川鐵橋未竣工の爲、御召換渡御あらせたまふ。

明治十三年以後

同二十三年四月陸海軍聯合大演習御統監の後、同五日名古屋より京都へ行幸啓遊ばされ、翌月五日還幸あらせたまふ。

同二十四年五月十二日京都行幸、同二十一日御還幸。

同二十七年日清交戦に因り九月大本營を廣島に進めたまふ、同十四日通御。かくて驛を駐めて軍を督したまふこと九閱月、皇軍大勝、敵國降を請ふ。乃ち翌年五月二十九日還幸あらせ給ふ。

同三十年四月十八日英照皇太后百日祭に付兩陛下京都行幸啓、同二十二日還御し給ふ。

同三十三年四月二十七日海軍大演習御統監の爲、兵庫縣行幸、同五月二日還幸したまふ。

同三十五年十一月八日陸軍大演習御統監のため熊本縣行幸、同十八日還幸したまふ。

同三十六年四月八日京都大阪二府兵庫縣行幸神戸港外に於て觀艦式を擧げさせ給ふ。同年十一月十二日兵庫縣行幸、攝播二州の特別大演習を統監し給ひ、同十八日還幸あり。

同四十三年十一月十二日大元師陛下岡山縣行幸、同十八日御還幸。同四十四年十一月八日福岡大演習行幸、同十八日還幸の儀あり。

同四十五年七月我が帝國中興の英主 明治天皇陛下崩御あらせられ、同九月十四日靈輜西幸して長く桃山陵に鎮まりたまふ。縣民百萬慟哭、沿道に拜跪して奉送したてまつり、聖澤を永遠に感戴し奉りぬ。(終)

靈輜西幸

大正十四年六月十日印刷
大正十四年六月十五日發行

岐阜縣御巡幸誌奥付

定價金 壹圓

編纂者 岐 阜 縣

發行兼印刷者 河 田 貞 次 郎

印刷所 岐阜市七軒町十一番地
西濃印刷株式會社岐阜支店



發行所

西濃印刷株式會社出版部

岐阜市七軒町十一番地

振替口座(名古屋) 九二四六〇番
大阪 九九〇二番

311
160

578
160

終